

平成21年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成21年9月15日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月15日 午前9時00分宣告(第5日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報 課 長	鈴木 智久		
		収納課長	服部 康彦		
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初	高齡介護 課 長	佐藤 一夫
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
		都市計画 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治	消防署長	山内 巧
		消防本部 総務課長	浅野 睦		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
		小中学校 給食セン ター所長	村上 勝芳	生涯学習 課 長	川合 保
委員長及び 委 員	代 表 監査委員	平野 正雄			

<p>本会議に職務のため出席した者の職氏名</p>	<p>議 事 会 局</p>	<p>局 長</p>	<p>松岡 英雄</p>	<p>書 記</p>	<p>金山 昭司</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)</p>				

- 日程第1 認定第1号 平成20年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第2 認定第2号 平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第3号 平成20年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第4号 平成20年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第5号 平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第6号 平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第7号 平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第8号 平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第9号 平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第10 認定第10号 平成20年度蟹江町水道事業決算認定について

議長 大原龍彦君

皆さん、おはようございます。

平成21年第3回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、昨日に引き続き定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより審査に入ります。

きのうに引き続き平成20年度の決算審査であります。

質問されるときは、ページ数と科目を言ってからお願いします。発言の許可を求めるときは、挙手をして議長と呼びかけてください。また、質問あるいは答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にお願いいたします。

議長 大原龍彦君

日程第1 認定第1号「平成20年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

5款農林水産業費、146ページから155ページまでの質疑を受けます。

13番 伊藤正昇君

新政会 13番 伊藤でございます。

予算書の49ページ、鳥獣捕獲委託料18万円ですが、ヌートリアと書いてあるけども、1匹幾らの補助金で出しておるのか、その辺のところを伺っておきたいと思います。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

ヌートリアの捕獲で、期間を設けて県の申請に基づきまして行っていますので、何匹いうことはちょっと自分、勉強不足ですいません。期間を設けて捕獲しているのが現状でございます。

以上です。

13番 伊藤正昇君

そうすると、捕獲したのを役場へ持ってきて1匹幾らで払うということじゃないわけだね。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

はい、そのとおりでございます。

13番 伊藤正昇君

話題ちょっと変えますが、51ページ、町民菜園簡易トイレの取りかえということで58万8,000円ですか、これ道西と2カ所をかえておるんだけど、私のほうも畑が大分多いんだけど、これから10年ぐらい過ぎるともう畑をやる人がないと、そうなると、またこういう町民菜園を幅広くやらなきゃいかんけど、この簡易トイレというのは大体耐用年数は、前にもあ

ったのか、それとも今回この菜園の方の要望で新設でつくったのか、その辺を伺っておきたいと思います。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

昔、自分が農政に15年ぐらい前に担当していたときに、町民菜園をつくったときに簡易トイレを置きまして、そのままの今現状で、くみ取りをしているのが現状でございます。ですから、耐用年数は20年以上たっていると思います。

以上です。

議長 大原龍彦君

3回終わりました。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。農業行政全体のことについて承りたいと思いますので、ページ数は別に申し上げます。

町長の所信表明やあるいは具体的な施策の中で、農業行政についてのところがはっきりいたしません。蟹江町のこれからの農業をどうしていくかと、この総選挙の中でも日本の農業について多く語られました。今までは、どちらかということ農業は余り選挙の中ではマニフェストに入ってこなかったんですけども、今回はマニフェストの中はかなり入ってきておって、つまり日本の農業を守らにゃいかんということが大きな認識になってきておるようになります。

それで、蟹江町では、今も伊藤議員がおっしゃるように、実際の農業従事者がお年寄りばかりで、やり手がなしになっていると、こういう状況があるわけでありましてけれども、郷土物産やいろいろなことを考えると、やっぱり都市近郊農業として発展させていく必要があるんじゃないかと、こういうふう思うわけでありましてけれども、町長の蟹江町の農業について、どの方向に位置づけをしてこれからやっていこうと思っていらっしゃるのか承りたいと思うんです。

町長 横江淳一君

具体的にお示しをするというのは非常に難しいことであると思います。これは、ご存じのように、1次産業に携わってみえる方がまだまだ蟹江町には大変多うございます。ただし、まとまった農地が、実は1カ所に固まっているというところは鍋蓋地区の1カ所もしくは蟹江町の南部に集中しているわけでありまして、その中で今まさしく伊藤議員がご指摘をされたように、もう次の方の担い手がだんだん少なくなっているというのも事実であります。

しかし、ここ数年前から言われております食の安全だとか、それから地産地消の考え方をこれから進める上にも、やはりこの近郊農業というのは何かの形で存続していかなくちゃならないと思っております。まさにこの16日にできる新しい政府がどのような農業対策を出されるかわかりませんが、蟹江町というのは、大変そういう意味でいくと集中農業をやるのには

非常に難しい地域だというふうに私自身は思っております。

ちょうど2年目になりますけれども、農地・水・環境対策ということで、今、地域の住環境を守るということで一生懸命やっておみえになる、蟹江町で言えば1区画でありますけれども、その方のお話を聞くと、やはり次世代にこの環境を守るという意味でも農業は続けていかなきゃならない。ただし、やり方がこの自分のいわゆる血を引いた息子さん、娘さんがやるのか、それとも会社がそれを例えば代替わりとしてやるのか、また別の方がベンチャー企業としてやられるのか、方法はたくさんあると思います。

ただ、蟹江町として今後どういう考え方をするかというのは、本当にこれ今後、考え方として急務できちっとやっていかなきゃならないことだなと今思っております。ただ、今急にどうだと言われても、ちょっとすいません、考え方が今まとまっているわけじゃありませんが、一つ言えますのは、地産地消の考え方とそれから近郊農業を守る、そして特に蟹江町は海拔ゼロメートル以下ということで、遊水地の確保の必要もありますので、どこにどのようなものを置くかということを中心にきちっと考えていかなきゃならないのかなということは今思っております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

私は、町長の言う観光のまちですね、この観光のまちということを考えても、蟹江町の農業は大事だというふうに思うんです。郷土物産の追及だとか、あるいは生産される農産物からさらに加工を考えて何かを開発していただくとか、観光のまちにしていく上で、その担い手としての農業というのはかなり大事になっておるといふふうに思われます。

そういう点で、町長が日常的に農業についての認識といいますか、そういうことを持っていたかかないと、おのずから農政商工の担当者もその方向に向けての力量といいますか、その点が薄れてきているように思いますので、その点でいうと、やはりきちっと蟹江町の農業をどうするかということを中心として位置づけていただいて、日常的に行政として追求できる、そういう方向にしていきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

町長 横江淳一君

まさに小原議員おっしゃるとおりでありまして、今、陸稲をやってみえる方はないんですけれども、水稻で生活してみえる方、100%それで家計を担っている方というのは、多分蟹江町ではないと思っています。兼業農家の状況で皆さんやっておみえになると思いますけれども、例えば観光の蟹江、観光地蟹江を目指すならば、それを言われました蟹江町の特産物をつくって、1次産業のみならず1次加工品として1.5次産業をこれから担い手としてつくっていくことも大変必要だと思います。考え方がないわけではありませんが、今ここでどうだと言われますと、具体的な考えについては、またきちっとこれは早急にお示しをしなければいけないのかな。

ただ、農業団体のことがあることをごさいますので、私が基本的にどうの申し上げるわけにはまいらない部分がありますが、水稻だけではなく、例えば畑にこれから蟹江町でこういうものができるんだ、一つ言えば、特産物イチジクにしてもそうでありますし、それから品評会に行きますと、本当に品質のいいものが蟹江町ってできるんですね。ですから、これをもうちょっと拡大して生産できるような、そんな地域を集中的に蟹江町が考えるということも、これ一つの手でありましょうし、たくさん選択肢はあるというふうに考えております。ただ、農業の重大性はこれからもどんどん増すと思いますので、そのことについては一生懸命力を入れていきたいな、こんなことを思っております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

あと、私も、観光のまちとして農業を生かせということを申し上げたいわけでありましてけれども、そういう点でいうと、先ほど伊藤議員も言われた町民菜園ですね、これをもっと拡大をして、町民菜園に参画する皆さんが朝市にもどんどんと参加をしていただいて、朝市が毎日とは言わんにしても、1週間のうち三、四回くらい、蟹江町のどこそこであちこちでいつもやっておるといような形にして、新鮮な野菜を町民の皆さんに提供するということと、それから花卉園芸ですね、これも観光のまち蟹江の一つの物産として役立てていただける方向があるというふうに思いますけれども、そちらのほうに向けて力を入れるということですね。こういうことなど、これ考え方によってはかなり農業として蟹江町が一定の形の形成ができるということが可能ではないかと私は思うんですけども、これ要望ですけれども、ぜひそういう方向に向けてご努力をいただきたいというふうに思います。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、5款農林水産業費を終わります。

続いて、6款商工費、154ページから161ページまでの質疑を受けます。

9番 黒川勝好君

9番 黒川でございます。

159ページの上のほうですね、がんばる商店街推進事業、商工会の補助金が803万4,000円出ておりますけれども、その内訳を詳しくお願いいたします。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

内訳ですけど、まず需用費が64万5,435円、それから使用料が60万円、工事請負費が678万8,565円、計803万4,000円でございます。

以上です。

(発言する声あり)

9番 黒川勝好君

いやいや、工事請負費ということは、去年イルミネーションをやった、そのお金のことで

すか。今の現在のこの1年間のがんばる商店街の実績みたいなものも、わかりましたらお願いいたします。

産業建設部長 河瀬広幸君

じゃ、ちょっと補足をさせていただきます。

補助事業の内容につきましては、まず大きく分けて、まちの駅の立ち上げイベントの開催、それからイルミネーションの設置、それから貸し店舗、これは空き店舗対策でがんばる商店街のまちの駅をつくるための事業として800数万円使ったわけでございます。それが補助事業の内容で、先ほど言いましたように、細かい内訳は需用費だとか役務費、それから使用料、これは借り上げといひまして空き店舗の借り上げですね。それから工事請負費はイルミネーション等の設置が入っております。それと、ことしの年間の維持管理経費でございますけど、大体必要となりますのが、まずメインは空き店舗の借り賃、これが月額5万円の12月で60万円、それと高熱水費が約月額1万円で12月で12万円、それが主な維持管理経費となっております。

なお、人件費につきましては、これはまちの駅の駅長さんがみえますが、これはボランティアでやっていただいておりますので、現在は人件費は必要としておりません。

以上でございます。

9番 黒川勝好君

今大変問題になっておるんですが、立派なイルミネーションを600幾らかけてやってもらったんですが、あれがついてないということで皆さん心配されておるわけですが、聞くところによると、電気代が払えんということでつけれんということをお聞きですが、実際そうであれば、何のためのこのイルミネーションをお願いしてつくったのか、ただ飾りだけで電気をつけないのだったら、これお返ししないかん話になるんじゃないんですか。この電気のつかない理由はどういう理由が本当のところか、わかる範囲でお願いいたします。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

7月下旬ごろにそういうことを聞きまして、夜、担当者と確認に行きました。それで商工会へその消した理由を聞きに行きましたが、調べてみるということをお言ひして、これではだめだと思って、町が街路灯に払ってる25団体に対して電気料の歳入歳出というものを商工会へ調べるように今依頼して、ただいま調査中でございます。

以上です。

10番 菊地 久君

10番 菊地です。

今の黒川議員の質問した項目でありますけれども、どうも質問に対する答弁が歯切れが悪いんじゃないですか。いいですか。まず第1、質問の仕方が悪かったどうかはわかりませんが、このお使いになりましたがんばる商店街の事業の内訳として、ここに書いてある

実績報告書の57ページには、本町一番街通りのイベント・イルミネーション設置と書いてあるわね。そして、その費用として803万4,000円と書いてあるわけ。今の質問で803万4,000円というのは、内訳としてどうなのと。これについての確に答えてもらいたいわけよ。例えば、イルミネーションは45基かな、45基で491万4,000円使っておるはず。じゃ、イベントには一番街のハワイアンイベントには何ぼ使いましたよと、そして今の空き家対策として1軒お借りしたところは家賃は5万円で年間60万円だと、その他経費等々で4万円ぐらいで年間100万円、これは県のまちづくり、がんばる商店街推進事業費補助金という要綱があって、その要綱に基づいて最高額で100万円が頭打ちだよというようないろいろあるわけ。

(「1,000万」の声あり)

違う違う、1軒当たりのこの1軒のこれ、1,000万円いいの。それは、一番街のここのやったところのこの1軒の家に1,000万円は出るわけ。今これ計算するとま、いいわ、1,000万円なら1,000円でいいけども、この借りとる一番街の商店街に、このときに幾ら補助したのかということであらう。

それと、今言うその電気代というのは、イルミネーションに必要な電気代は、その使った電気代は総額何ぼであって、それは最初から加入しておる、一番街の加入しておる何軒か知りませんよ、何軒だと言ってね、何軒の方が電気代を持ちますという話でイルミネーションは設置したということだね。その辺も間違いないか、もう少し親切丁寧にこの問題は言っていたかかないといけないのではないかと、間違っただけであれしてはいけませんのでね。全体像で出すは出す、県は県のほうでこのために収入は収入で入っておりますけれども、トータルして一応は使う金は使う金ですので、これの803万4,000円の内訳はこうこうこういうふうだということをもう少し明快にもう一度お聞かせ願いたい。

今の黒川議員の質問に対してあなたたちの答弁だと、わからんですよ。わからんまま進んでいっちゃう。私、調べたでわかるとる。調べなわからん。ああ、そうかとなっちゃうでしょう。もっと丁寧にきちんと説明せんか、本当に。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、再度ご説明を申し上げます。

まず、事業の内容が総事業費が803万4,000円とございまして、これが事業費でございます。その事業の内訳につきましては、まず、がんばる商店街の補助事業ということで、実施対象事業が需用費と役務費、使用料、借り上げ、工事費、この4点が対象となっております。

それで、まず需用費の内訳でございますが、大きくありましたのがイベントの関連、これはオープニングもやりましたので、このまちの駅のオープンを記念して需用費を使っております。それから印刷製本費等も……

(「幾ら」の声あり)

ええ、オープニングの記念対象経費、イベント関連が約53万円、印刷製本を含めまして六

十二、三万円使っております。

それから、需用費関係につきまして、あと細かい話でございますけど、高熱水費、これは空き店舗関連で6万円ほど、それから装備品、印刷費、消耗品等で使っております。

それと、あと役務費につきましては、これは保険料とか通信費等のものがございます。これは細かい数字でございますので、約2万4,000円ほど。

それと、先ほど言いました使用料、これが借り上げといひまして、空き店舗対策として一月5万円の12カ月で60万円が空き店舗の借り上げですね。

それと、一番大きなのが工事業費で約680万円で、その内訳がイルミネーションの設置経費、これは45基、先ほど菊地議員がおっしゃったように45基設置いたしました。これ約500万円。残りの300万円ほどが、200万円ほどがあれですね、空き店舗の改装費を使っております。

(「空き店舗」の声あり)

はい。それでトータル803万4,000円の事業費でございまして、そのうち2分の1の400万円が県の補助金で、あと2分の1が町の負担分と、それを商工会に補助事業で委託をしたと。商工会は実施をしたということでございます。

(「電気代は」の声あり)

電気代は、現実、今、1基千数百円というふうになっておりまして、その45基分を当初設置するときに、地元が一番街の商店を含めまして、電気料の負担もいろいろその管理の中で負担していただくということで設置をしてみました。

ところが、先ほど申しましたように、7月の時期になりまして点灯されていないことが判明しましたので、その辺の事実関係を今調査しております。ただ、これは電灯の維持管理経費は、今まであります街路灯の維持管理経費も商工会を通じて補助を出しておりますが、その中でやっていただくという約束でございました。ところが、現状実施されていないことは、それぞれの事由があるということで、今現在詳しく調査しておりまして、もし電気代等の不足が生ずるのであれば、それを今後どうしていくか、それを町も含めまして商工会と連携して考えていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

10番 菊地 久君

この一番街のがんばる商店街、一番街の実態だとか内容というものを本当にご存じかなと思うわけ。町長は、非常に成功してすばらしいすばらしいとここの議会で答弁するもんで、調べた、本当にすばしいかどうかということをおね。実態どうか、町長の言うことを聞いておると、本当どこかへ飛んでっちゃうでいかんわ、話が。

今この一番街でやってみえるのは、例えばお金かけた、改装費もやった、イルミネーションもやって、じゃ、イベントもやってお客わっと来て盛り上がってどうなのかというのは、

今、実証できんと思うけれども、お店屋さんあそこやっとなる人、寺西さん、毎日やってないでしょう。実態おわかりだね。何をやってますか。じゃ、例えば何をおやりになってまして、1年過ぎましたと、その人が今はボランティアで無償でやってますと、じゃ、お店では何をどう売ってますか。例えばこれから中央駅でやりたいということで、町の特産品だとかいろんなことを書いてありますけれども、じゃ、その一番街で何を品物を卸して、何をどうやって、お客さんの動きはどうなのかなと。

これ決算でございますので、1年を振り返ってみて、本当にこれはよかったのかな、一つの芽が出たのかな。これは検証するので、決算議会でございますのでね。数字を並べられて、ああ、そうか、そうかというわけにはいかんわけです。これからの大きな事業と連動してしますので、じゃ、ご存じとするならば、今の店の実態について一遍知っとる限り言ってみてください。違っとったら、私は一遍言いますから。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、一番街のまちの駅の運用形態ですね。まず、実際の運用日につきましては、週5日営業しておるということで聞いております。週5日ですね、火曜日、金曜日、土曜日、日曜日と水曜日とね。その5日間運営していますと、そういうことですね。

それと、あと、内容は、地元の商品の販売だとか、それから観光グッズ、それから団体さんがつくられたものの成果品だとか、そういうものを主に販売をしております、あとは商業観光イベント案内などの情報提供、それと、あと一番大きいのは、ボックスで45ボックスありますアンテナショップ的なことがございまして、そのボックスにそれぞれ皆さんつくられた商品を注入し、それを見ながら皆さん買っていく。その商品が売れると、次に新しい商品をそこに入れたりして、それをやっておられます。それが一番人気があるようでございます。そのボックスにかかわる方たちは、個人のサークルもおられれば、近くの商店さんもおられる。それから特産品を持ってみえる方もおられますので、それぞれそのボックスの中で販売をしているということがございまして、そのボックスが大きな販売の促進になっているというふうに聞いております。それで、ボックス含めた特産品の売り上げが、大体月平均10万円あるそうございまして、年間約120万円、この収益を上げているということでございます。

それと、あとは……

(「売り上げか、あれ」の声あり)

売り上げです。それは経費は引いておりません。

それから、アンテナショップってボックス言いましたが、これは1ボックス月500円で貸し出しをしております、現在は36ボックス使われておりますので、月額1万8,000円、年額にしますと12月で約21万6,000円の使用料といいますか、その収入を上げているということでございます。大体それが主な内容でございます。

10番 菊地 久君

1つの駅で、今おっしゃったとおりで、趣味で出されとる人は喜んで出されるわけ。今度は管理をする立場、今はいいですよ。一般的にそういう1人の人間が1日働く、最低賃金で計算したって1時間1,000円だ、1時間1,000円。大体そうすると1万円、1日1万円、最低ね。そうでしょう。そういう計算して1万円ずつ上がっていけば、週に月に働いた稼働日数で掛けたら幾らになるよと。しかし、それはボランティアでございます。ボランティアやとる人は、1年、2年、3年、個人でやとって、だめになっちゃったよと。だめだと、もうだれか引き継いでちょっと言ったときには、わかりましたと言ってまたボランティアでやってくれる人が次から次に出ると、そういうシステムになってるわけね、そういうシステム。だから、人件費はただでということね、それがこれからもこれからも続くんだろかな。

あわせて補助金は、これあと何年ですか。ずっと永久につくんですか。県から来るんですか。町は永久に出すんですか。そのときに電気代、家賃、最低10万円は確保せにゃならんわけ、10万円。1ボックス500円で計算したって、人件費出っこないわね。経費も出せんがな。家賃も出せんがな。という実態だということ念頭に我々は入れておかないかん、念頭に。ご苦労かけとる、大変だと、あれはすばらしい駅で、一番街の駅はすばらしいと、次も次もつくることによって、シャッターの閉まったお店屋さんが人が大勢来るからシャッターあけてどんどんと繁盛してくださるといような雰囲気なのか、お遊びなのか、道楽でやるのか、こういうような問題が問われるわけ。1年目だから、まあいいですよ。ああ、そんなふうだったねと言えば済むかもしれないけれども、来年どうなの、再来年これどうなのと言われたときに、どうなの、またシャッターを閉めるような状況になったときにはどうだったかな。

それから、先ほどちょっとなかったんですが、一番街に入ってる人たち何軒で、何軒の人たちがこの商店を盛り上げようと、会費を出してでもやろうとか、電気代は、イルミネーションを電気代ぐらい出しゃええがやと、我々がよくなる一番街だと思えばですね、金出さないかんわけ、みんなして、そこ。そういうことでしょう。

ところが、実態聞くと、電気代は集めにきたら、そんなもの大変なことだと、商工会で何か出すんじゃないの、おら出しゃせんよと言う人もおる、実態ね。だから、本当に話し合ってみんなして盛り上げて、この一番街の店をやろうという、出資してもいいし、投資してもいいというような動きでなったようには思えんというのが私の印象。あの人おるで、できたようなもの。あの寺西さんがやるという意識が強いとやってくれたような気がしてしょうがない。

後に引き継いで、朝でも日曜日、農家の人町長の得意なイチジク、特産品のイチジクだとか、ネギやなんか特産品かどうかわかりませんが、いろんなものをね、ゴーヤとかああいうの持ってきて一方通行の通りに並べてお売りになるんですわ、農家の方持ってきてやって

ござる。売れて何ぼになるか知りませんよ。それから、お金払うのも見とったですわ。6個売れたから、これは1個300円で三、六、十八、金を取りにきた。金庫から出して払うわけね。これは大変なことだなと思って感心をして帰ってきたわけですけども、果たして、今はいいですよ、頑張っていたいておるでね。でも、成功だ成功だと、あたかもすべてがいいように思うけど、そうやないということ。大変なご苦労をしておるといこと。大変だよということ。大変の中でどういう気持ちでみんなが援助をして、気持ちを上げていってあげてとか、あの人が倒れたときにはだれかやれる人おるのかとか、そういう慎重な考え方がないと大変だなと思って今おるもんですから。

今の内訳わかりました。こういう形でやって家賃を払ってます。改装費も出しましたと。経費も払ってます。しかし、人件費まで持つところまでいきませんぜということですね。電気代だって一番街の皆さん方、イルミネーションの金を単独で払うということは聞いていない。商工会のところに書いてある補助金の街路灯補助金がある、項目がね。その中からどうもあれしとるんじゃないかと、出そうという考えがあるということ、今ね。しかし、本来は違うんです。あのイルミネーションを賛成をした一番街の皆さん方が1,500円、電気代1,500円かな、何かを払わないかんような話だったけれども、どうもならんよと、そんなものは、切ってくれと、この不景気で何でおれのところが銭払わなならんと思うでしょう。だから、それと関連していって、この観光協会の1回、2回やっただけ、3回目ですか。

ついでに申し上げますが、観光協会の収支報告書あるわけですね、決算。これだれか次にやっていただけるとありがたいんですが、項目違いますが、関係していきますので一緒にお尋ねしておきますけれども、観光協会があって、会費が1人1,000円で594口あって、全部で59万4,000円の会費ですわ。補助金は町から900万円。本来ならば、いつも言われる団体つくったりなんかしたら、会費と補助金は5分と5分だと、よう言いよった。しかし、町の観光協会の予算は、会費が何%ですか。それであとは町の補助だ、補助金だ、トンネル補助金なんですね、これ。観光協会のやっとする事業は、議会では審議する必要がないわけでしょう。それで、これ出とる事業費、お金の使い方、何でも審議しとらせん。勝手に使っとするだけや、900万円という金を。いいのか悪いのかわからせん。

そういう中で、例えばイルミネーション、あの温泉街あるよね。電気代だとか何かも支出に出ております、支出。事業費の中に電気料、どこに払ってますか。広報宣伝費も200万円かかっている。どんなものに使っとするの。協賛事業費がある。協賛事業費だって、300万円近い金をどこどこへ出しておるのかな。我々これ見たことない。決算書なんか出たこともない、審議もしたこともない。結果的には、この観光協会という協会へ、会員が1,000円の出した会員さんが入って、町長が会長でやっとするから信用しているわけ、みんなね。町長が会長なら、まあ、ええんじゃないかということで、今までこの決算も見たことない。この決算委員会内で、私は、これから観光協会をえらい力を入れて、何かあるときには観光協会から銭

出しゃいいような言い方を、あんだ河瀬さん、部長が言わしたもんで、まちの駅の時も観光協会のどうのこうの言ったから、ああ、それで観光協会思い出して、うまいこと観光協会の予算をうまく使うんじゃないかなと、人件費は観光協会からの勝手に何かやってやるんじゃないかと疑っていくの。疑って当たり前でしょう、我々議員さんはね。ということで、観光協会問題についても、もう一度我々関心を持たざるを得ないという意味でやったんですが、観光協会そのものについて、役員というのはみえるね、会長、副会長。それで会費は1,000円だわね。年間の総会、これだね、結果は。その間、予算をつけたり変えたりするのは、どこが、だれがやるとるの。だれがやるの、これ、それだけ。また次の機会に質問する。あと、次やって。次、小原さん、やってちょ。答えてから、小原さんが質問する。

産業建設部長 河瀬広幸君

それでは、まちの駅の経営に関しては、菊地議員おっしゃるように、確かに今は特定の個人の方が非常に熱意を持ってやっておられるのは事実であります。これは、我々も3年間という事業期間ありますので、3年の間に何とか一人立ちをとということで、いろいろサポートしとることはございますが、今の現状は、テナントの入ってみえる方たちが毎週土曜日に交代交代で駅長の役目を果たしていただいて、その中でいろいろ次の跡継ぎを養成していくという形で今とってますので、ともかく地域の皆さんがみんなで一生懸命盛り上げるという気持ちがございますので、その中で次代の担う人たちを育成していくという方針でやっております。

それと、観光協会につきまして、これは毎年決算書、補助金交付金の決算書の中で議会のほうにはこの決算書もつけまして観光協会の報告をさせていただいておりますが、その辺につきましては、先ほどおっしゃるように、一番大きなものは広報広聴の宣伝事業だとか、それから協賛事業ございまして、いろいろ町の観光施策についての事業をやとるわけでございます。

それと、もう一点は、私、まちの駅で申しましたのは、観光協会の事務局機能をシフトすることを申しまして、人件費をそこから出すということではなくて、今現在ある観光協会の事務局をシフトしながら、そこで行政が運用してやっていきたいということを申しましたということでございます。だから、観光協会の予算を使ってやるということではございませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございますが、総務費の中でちょっとはしりをやってしまったので、少し遠慮しようかなと思ってましたけど、やっぱりがんばる商店街でここで聞いておきたいと思います。

ただ、私は、今、菊地議員が彼の質問の後を引き継いで云々、もらうといいということ

おっしゃられたけれども、何せ私どもは建設的野党でございますので、少し立場が違うわけです。特に私は本町の議員として、あのせっかくのまちの駅の運動ですね、あれは。まちづくり運動だというふうに私は位置づけておるわけですが、このまちづくり運動が大きく発展するように私祈っており、また援助もしたい気持ちでおるわけです。

その点でいうと、当初出発した安達さん、当時の代表の安達さんともよく話をしたわけですけれども、かなり多くの人たちが参画をしています。それで、あのまちの駅が将来的にいうと、あそこの中で絶えず皆さんも集まって、蟹江町の中心となるべき商店街ですね。あそこが発展するように、みんなで話し合うことも常時おやりになっていただけるといいなと。そうするには、やっぱり常駐の女の子でもいいから、コーヒーも1杯ぐらい出して、それでそこで大いに話し合ってもらう、語ってもらう、こんなふうになるといいかななんて思ったりしておるわけですけれども、しかし、かなり積極的にイベントもやったり、朝市もやったり、事業を展開しておるわけですから、これを大いに発展させていただきたい。町も温かい目を見て、発展していくように援助をしていただきたい、こんな気持ちでおるわけです。

そういう点でいきますと、あのイルミネーションが消えてしまっているということについて、これはやっぱり非常に残念でございますので、何とか年じゅうあの商店街が明るくてきれいでいいなと、菊地さんじゃないが、一杯飲んだ後、二次会はあそこがいいなと思っただけのような、夜は町並みになっていただくといいなと、こんなふうに思うわけですけれども、そういう点でいうと、維持管理の費用は何とか援助していただけるとなると、当面、自分たちで無理をしてでも云々ということはあるかもしれませんが、なかなか今の現状ではそういう力がございません。ですから、あのまちづくり運動を大きく発展させていくという意味で援助をしていただければなと、こんなふうに私は思って、総務費の中で間違えましたけど、質問をしちゃったわけですけれども、そこで伺うわけですけれども、イルミネーションの電気代について、先ほど803万円の費用の中では、その中には入っていないように説明を受けたんですけれども、じゃ、例えば街路灯維持管理補助金の中にその分を積算して入れてあるかどうかとか、その辺を詳しく聞かせていただいて、これだけ出しているじゃないかと、つかないことはないじゃないかということをもしおっしゃれるようでしたら、おっしゃっていただきたいと思うんです。現状をしっかりと分析した上で、援助すべきところは援助していただきたいと、あれを発展させたいと、あの運動を発展させたいと、こんな思いで伺うわけです。

産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

239万5,000円の内訳ですが、1灯式が55基、2灯式が560基、そのうち1灯式が補助金が2分の1で300円、それから2灯式が700円払いまして、全部で239万5,000円払っているのが現状でございます。

それでイルミネーションの金は、3月の終わりにつくりましたので、21年度の補助対象になると自分では考えています。

以上です。

7番 小原喜一郎君

今、21年度の補助対象だと、こうおっしゃられたですね。だとすると、21年分は出ていると、1年つけていただけるような方向で補助金は21年度として出していただいていると、こう理解していいんですかな。だとすると、つけていただかなくちゃいかんですよ、夏場でも。そういうふう思うわけですけど、どうなんですか。

産業建設部長 河瀬広幸君

補足説明をさせていただきます。

今、次長が申しましたのは、全体の今現在ある水銀灯の維持管理の話でございまして、今回イルミネーションはそれにプラスしてつくっておりますので、この維持管理につきましては、地元の商店街を含めた体系で維持管理をやっていただくという約束になってございます。ですから、補助金は入っておりません。そんな状況の中で、実際に今消されておりますので、実際運用状況を調べながら、本当に電気代として耐えることがどうなのかということ进行调查しながら、今後その維持管理については、地元商店街それから商工会と話をしながら対処していきたいと、このように考えております。

7番 小原喜一郎君

それでつまり入っていないということがはっきりしたんで、できたらそれを検討していただいて、先ほど次長が答弁した中で、調査して数字を出してもらった上で検討しますというご発言があったんですけども、その中にそのことを位置づけて検討していただけますかな。お答えをお願いしたいと思います。

産業建設部長 河瀬広幸君

詳細につきましては、実態調査をもう一步踏み込んで調査しないとわかりませんので、ただ、管理経費が本当に過剰な負担になるのかどうか、その辺は当初つくるときには自己負担で払うという約束がございまして、それを踏まえまして、また検討していきたいと考えております。

3番 山田邦夫君

3番 山田邦夫です。質問は2つありますが、1つは、今の商店街の街路灯の維持管理の問題、もう一つは、観光管理費のうちの観光協会補助金の関係であります。

まず、先ほど来と関連するわけですが、日の当たる比較的華やかな商店街は、まだ明るいものの電気代のレベルでありますけど、海門の 海門だけじゃない、舟入にかかわりますが、近鉄蟹江駅から南の商店街という名前か私は知りません。担当して困ってる人だけは知ってるわけですが、37基か8基、40基弱あるんだそうです。きのうも僕は見えました。

近鉄南へ行く2つの街路ですね、舟入から近鉄の山本医院のところへ来るあの街路、それから近鉄の西の踏切、駅の西の踏切からずっと国道へ行く街路、ずっと、ああ、随分ついてるな、商店街、商店のまん前でないところに、駐車場やなんや田んぼの境にも立ってるんですね。これはだれが立てたんかと思ったら、看板があるんですね、看板が。何十年前か知らんですが、建設したときにその看板を応募してくれて設置したということで、街路灯がずっと並んでいます。

ところが、今の電気代の話ですが、1基1,000円として、ほぼ1,000円でおさまってるそうです、1,000円前後で。月に30何基ありますから、3万何千か、4万円近くかかるわけです。以前はずっと徴収してた。そのうちに看板が古くなってきて、要らんという人が出てきた。ついてない、白紙の状態になっている。それから、やってる商店でもえらいと、月に1,000円えらいということで、一生懸命骨折った人があるんですが、徴収不足になって、そのうちにでこぼこ、取るところと取らんところとできて、ついにしばらく取ってないんだそうです、電気代をね。今まであったのが農協の通帳にあったけれども、ゼロになっちゃった。来月か先月か請求が来ても、もう払えない。困るとるという話を私は聞いたわけです。

それはどういう話だ。じゃ、やっぱり電気代は自分持ちということになって、当事者の管理が悪いなという感じも僕はしましたね、担当者の。きちっと徴収事務をやる人がいなかった。だれかに任せてたけども、途中からあやふやになって、払ったり払わなんだり、ついにきっと取れなくなっちゃった。何が今から起きるかいうと、僕はその人に言うには、それは赤字にしてちゃいかんよと、金の出場所ないからえらいことになっちゃうよ。もう消すよりしようがないと言ってる。消すよりしようがない。さっきのイルミネーションの話と一緒にですね。

そのときに何が起きるかいうと、あの通り2つが真っ暗がりになっちゃうんです。防犯灯がないんです。それで、消すときにはあらかじめ僕にも聞かせてくれ、町内会長にも言ってくれ。急にはやれんけれども、防犯灯としてつけないと、町としておかしいことになっちゃう。だけど商店街の世話役は、そんなことまで私たちは、とにかく何ともしようがないという状態。

よその人に実は聞いてみましたら、それはやり方が悪いわと、わしのところはいいということをおっしゃいますね。同じ商工会の中でも、そういうところがあるということです。近鉄南は、明らかに間もなく真っ暗がりになるか、ですからお尋ねしますが、そういう事態は町として問題ですから、商工会をご担当の部署と街路灯、防犯灯関係のところとどうお考えになるか、もし消えたら。それが1つ、お考えになっておいてください。

その次の2つ目の問題は、観光費の問題ですが、きのう資料をいただきまして補助金が900万円ですね、観光協会へ。これは今のがんばる商店街とか商工会関係のように、何か入りのほうを私よくわからないんですが、どっかの県か国の補助か何か入りがあって、ある部

分はあって900万円出ているのかどうか1つ。

それから、ずっと長く10年ぐらい850万円だったですね、補助が。この20年度に900万円になりました。これは予算審議のときにやられたかもわかりませんが、私は何だいなど、一生懸命に補助金をあちこち削った時期に900万円になった。それは、いや、力入れるところには入れると、そうじゃないところは削るということだったと思うんですが、その経過もお聞きしたい。ですから、どこか入りがあるのか。10年来850万円であつたのが、どうして900万円になったのか。

何度か立てませんので、この資料の右側のほう、先ほど菊地議員も質問がありましたが、広告宣伝費、協賛事業費、修繕費、大半がこの900万円を占めているわけですね。観光事業費なんです、あそこで桜まつりやいろいろなことをされることを知ってますけども、この協賛事業費、広告宣伝費、事業費というのは、観光、観光と言うわけですが、町民の寄ってくる観光なのか、他町村、他県から蟹江町を観光で売って呼び寄せる、何かよそへ資料を配ってるのか、そこら辺が聞きたいんです。ですから、この事業費は宣伝費、事業費、協賛事業費、事業費の主として観光協会へ出している900万円の主力をなしている事業関係は、外向きなのか、言いようは悪いんですが、内向きのものなのかお聞かせいただきたいです。

産業建設部長 河瀬広幸君

大きく分けて3点ほどございました。

まず、防犯灯と水銀灯の関係でございますが、これはもちろん商店街の活性化のための明るさ確保もございまして、議員おっしゃるように、一部防犯灯の役目を果たしております。それで、今の水銀灯の話につきましては、大体45団体ぐらい分けまして、それぞれその地区に維持管理経費を交付しておるわけですが、その中で水銀灯の管理経費を払っていると。先ほど議員おっしゃったように、地区地区によっては運用形態により例えば中でもらっているものもあれば、その商店が看板を出される、それによつての負担を取っているところもございまして、それぞれの運用でやっておられるというふう聞いております。

ただ、原則的には点灯が原則ですので、私としては、例えば施設が老朽化して壊れたとか、そういうものでない限りは消してあることは考えておりません。

それと、観光協会の関係でございますが、これは先ほど言いました情報発信、これは協賛事業で例えば蟹江町の夏祭りだとか、いろんな対外的な情報も発信してございまして、町内部も含めて対外的にいろいろ事業をやっていると。一例でいいますと、例えば歴史祭り、水上武者パレードの協賛だとか、いろんな対外向けの情報発信もやっておりますので、決して町内部だけの情報発信ではなくて、例えば全国紙への掲載だとか、そういうこともろもろ含めて対外的な発信も、この協賛事業の中でやっているとというふう考えていただければ結構と思います。

以上でございます。

総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

ただいま防犯灯の関係と商工会の維持する街路灯の関係をお話しいただきました。私どものほうでは、もう既にそういったものに関しましては、町内会と商工会と話し合いを進めまして、その中で防犯灯に切りかえる部分を持っております。現在、何灯かそういった部分を、必要なものについては、商工会、先ほど申し上げました町内会ということで、きちっと整理をして切りかえをしておるところもございます。

ただ、今、一連の関係で、長く街路灯が続いておるものについて、実際には商工会の中でも一部の 一部といたしますか、団体のほうで見えてくる部分につきましては、私どもは今まだそこまで進んでおりません。個人的な部分について、そういう状況を今持っております。今後はそういったものに関しましても、また産業建設部、また商工会、町内会、お話をしながらどういうふうに施策的にもっていくかということを考えさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長 大原龍彦君

850万円、観光費900万円になったというの。

産業建設部長 河瀬広幸君

失礼いたしました。

観光協会の収入の関係でございますけれども、これは基本的には先ほど言ったように、会費の加入金と町の補助金が入っております。まず、そこへほかの補助金が入ることはございません。ただ、町の観光事業の中で、先ほどのがんばる商店街のように、いろいろな観光施策をやるうとしたときには、私どもが国もしくは県の補助を受けながら、事業主体を町といたしまして、観光施策に力を入れている実態もございます。ただ、あと、運用につきましては、観光協会も含めましたトータル的な事業の進め方を考えていきたいというふうに思っております。

(「850万が900万になった経過」の声あり)

産業建設部長 河瀬広幸君

失礼しました。

増額になりましたのは、もともと私ども町の施策として観光に力を入れたいことがございまして、例えば新しい商品の開発だとか、それからかに丸くんグッズだとか、いろいろな観光の目玉となるポイントですね、それを政策的に推し進めることがございましたので、今回その増額をさせていただきまして、観光事業に力を入れたということでございます。

3番 山田邦夫君

900万円出しておるので、その金を使っていろいろやられるわけですが、国全体がそうやって、補助金が出るからやってるわけです。なくなったらどうするんだろうかということで

すね。それで900万円とか850万円、もともと発想は何なのか。いや、つかみ取りだなのか。

それでお尋ねするんですが、観光観光と言うわけですけど、一般的な言葉で見ると、観光というのは、地政学的にあるいは歴史文化見て、蟹江町に観光資源がある、温泉は観光ですよ、観光資源です。温泉があること、いい温泉があることは確かです。しかし、それが愛知県下とか東海3県とか、観光バス連れてやってくると、観光客がやってくるという雰囲気はなくなってきていると思うんです。だから、力入れたいという気持ちはわかりますけれども、今、観光観光というのが非常に何か似つかわしくない。外から見て、中で熱上げてる人はいいんです。しかし、歴史文化のささやかなことをやるのが観光資源なのかどうか、それは郷土のお祭り、郷土の歴史を守る程度の話で、観光とって外から見てるだろうか。非常に1,000人からの人があるというの、観光客だと思ってみえるのかどうか。鉄道会社が営業行為としてやって募集して、蟹江だけじゃないと思うんです。1,000円持って1日遊んでくるという人がぞろぞろ来ている、現に来ているんです。それは、確かに蟹江町に関心は持ってますけれども、リピートでどれくらい来るかどうか、どのくらい蟹江に金を落とすかどうか、観光客という受けとめ方が当たっているかどうか、考え方が違うとおっしゃればそうですけれど、そこらに違和感を感じて僕はおるわけです。

輝来都かにえのあれで見ても、今から10年、蟹江町を観光のまちにしたいと、温泉のまちにしたいというのが、7Kはいいんです。ちょっとバランスがね、もっと教育やその他、環境やバランスよくやっていかないといけない。しかし、一点集中で事業をやりたいという気持ちはわかります。しかし、今からの10年というのについて、そういう傾向が輝来都の会議にありまして、この前も嫌味で言ったんですが、前の町長がつくっていった第3次総合計画をきちっと今の町長はやってますか。やりましたか。今の町長がつくっておいたことを、今度町長がかわったときに、次の町長がやりますか。そういう蟹江町の20年、30年のパターンで見たまちづくりについて、何かちょっと狂いかけていないかな。本当に町の部課長を通じて、真剣にそれ考えてやっているのかな。時の首長の施政方針ですから、一生懸命にやるのは当然です。しかし、みずから企画立案したような形で熱を上げると、何か間違えてへんかと、そういう違和感を感じておるわけでありまして。

そこで、お伺いしますが、例えば入湯税は前に入れてあったんですが、10年前は950万円ぐらいでした、平成10年。5年前の平成15年は850万円、ことしは749万円、100万円ずつ100万円ずつ減ってきてる。これは観光客と称する温泉客が減ってるのか、いや、500円で来る600円で来るあれも入湯税払ってるんでないかなと思うんですけど、どうお考えになってるか。だから、てこ入れしてやりたいということなのか。熱入れるのはいいです。だから、愛知県下、3県下で見て、地政学的に蟹江町は温泉売りのそれが回復できると思って、行政が金をつぎ込むのは気をつけなきゃいかんということを僕は言っているんです。行政が金もうけを考えることは、せいぜいがやってみても入湯税が100万円、200万円ふえるだけです。商

店も発展すると言われるけれども、それにかけてやるのに問題がありそうだと、いや違和感です。しっかり来ないということを僕は言っているわけです。

それは、僕以上に大演説が今から始まりますから、しょうがないですけど、しかし、今回のまちの駅に絡まって、非常にピラを配って反対したいというまで来てます。そういう町論を二分したことを無理やり押し切っているものかどうか、少し立ちどまって考えてみたらどうか。僕は一人議員で力がありませんけれども、今回補正予算でやってしまわないで、少し、とにかくもらえるものはもらうという考え方でいけば、ほかの項目に振り当てておくなり何かして補正予算を組むとおっしゃっている人がありますけれども、補正予算というか修正ですね。立ちどまって少し考えてはどうか。金をほかのことに使っておけば、その金は浮くわけですから、来年度でも考えてもやれるんでないか。今期限に限られてやるというのは、僕は10年前の前町長が、何やら団体が補助がこの3月限りだというんで、日光川の向こう側に体育館をつくりたいと、あの件を思い出します。今申し出ないと、あの団体が解散するんで3月で切れると、だから11億円で体育館をつくるという案がここに提案されました。そのときに、これはいかんと思いましたね。それを思い出します。建設部長あたりはご存じでしょう、その他の議案も。そういうような連動で、金を使え金使えという政府の言うのに乗っかって急にやるというのにはちょっと問題があるので、立ちどまって考えてもらいたい。

幾つか言ってしまいましたけれども、入湯税が減ってきたということについては、現実これは観光協会長の町長にお考えをお伺いします。

町長 横江淳一君

20年度の決算についてる山田議員から関連も含めてアドバイス、それから叱咤激励いただきました。この観光については、何度も言いますが、唐突に私が言っているわけじゃありませんし、現にこの4月選挙に出るときに、山田議員にも私お話をさせていただいたと思いますが、大変今の状況では残念であります。逆に、今、防犯灯の話に関連いたしまして、確かに何十地域に防犯灯に対する補助金を商工会を通じて出しているのも事実であります。今回ご指摘をいただいております一番街のイルミネーションの消灯につきましては、大変これは私のほうにも相当前から電話が入っておりまして、実は早急に今調べさせていただいております、もう間もなく結論が出ると思っております。

ただ、結果として今あのように状況になっていることにつきましては、大変申しわけなく思っております。これについては早い時期に皆様方にきちっとしたご説明を差し上げたいというふうに思っております。このことについては陳謝をいたします。大変申しわけなく思っております。

ただ、それぞれの商店街が今本当に疲弊をしております。この学戸商店街もそうであります。いつも私の商売にかこつけて話をするんでありますけれども、この地域でも1店舗、2店舗ぐらいがやめられた方があります。ただ、この地域の水銀灯を管理している組合の皆様

方は、そこがやまったら、それをもう撤去しようかという考えではなくて、防犯灯のかわりに我々商店街が力になって、商店がないところに移動しようかということで、すべて移動をして、町の防犯灯がわりに我々のお金を使っただけならばという気持ちで、この地域の方はすべてやっておみえでございます。それぞれの徴収方法は違っておると思います。駅の南のサンプレタウンの方々も本当に今疲弊して困っておみえになるということも十分私も聞いております。その中で、防犯灯に切りかえていくのか、それとももう商店がないのに電気代を払うのか、確かにそういう状況も来るわけではありますが、それは個々の対応をこれから商工会を通じて防犯灯に切りかえていくのかということについても、先ほど来、担当次長が申し上げましたとおりであります。

ただ、そうではない地域があることはあるわけであります。ただ、そういうことに目を向けていただけると、私としては議員の皆様方と一緒に町を活性化したいという気持ちでおりますので、何とぞご協力のほどをお願いしたいなと、こんなことを思っております。

また、第3次総合計画、かわ・ひと・まち 表情豊かな いきいき小都市という、このいわゆる第3次総合計画について前町長さんがやらなかったこと、それから前町長さんがこれをというような思いについても、やっぱり川に注目したいんだということで水辺スポットの事業も継続してやらせていただきました。そして、生き生き蟹江町にするには、やはり僕は商店の活性化、このまちを歩く皆さんが元気で これなかなか1年、2年ではできないことだと思っています。

しかしながら、少しでも観光協会の微々たる900万円というお金でありますけれども、少しでもまちを水銀灯を直したり、それから蟹江駅におりたときに何だとあの電気は、あの看板灯は何だ、これもう数年言われておったわけであります。1つ、これを修理するにも100万円近いお金がかかります。3年間かけて観光通りの、それから駅前も実は整備をした、そのお金の一部だというふうに私は認識をいたしております。

今、みずからこれを発案して熱くなっているというのは、これは我々が情報発信をしないと、この地域がひょっとしたら手おくれになってしまうんじゃないか、こんな気持ちで今生懸命であります。

入湯税の問題であります。確かにここ数年来、入湯税は落ちてきております。これは一部業者が宿泊をやめた影響があるということは十分わかっておりますが、一部観光業者、某業者でありますけれども、この連休、それからも含めて去年比、比べて相当入場客が上昇しているというふうに聞いております。大変この足湯の効果があつたということで、これもずっといただいてありますが、入湯税の効果としてはまだまだ出てこないかもわかりません。日帰りが多分50円、それから宿泊が150円という形で今いただいているわけではありますが、自己申告でありますので、徐々にこれからふえてくるんじゃないかな、こんなことを思っておりますが、ただ、1つの宿泊施設でもう少し影響が私は出るのかな、こんなことを

思ったんですが、100万円、これも大変貴重な税であります。目的税でありますので、できればもとの状態、もしくはプラスアルファの状態にここ一、二年で持っていければな、こんな気持ちで観光事業に力を入れ、今ある蟹江町の自然、歴史、これを蟹江町のみならず、対外の方にも発信をしていきたい。その小さな一歩だと、その900万円だというふうにご理解をいただけるとありがたいと思います。

以上です。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三であります。159ページのがんばる商店街の関連について、私、意見を申し上げたいと思います。また、確認もとっていききたいと思います。

まず、観光と今盛んにご意見がありました。駄じゃれを言うつもりはありませんが、物事を考えるに勘考すると、こういうことなんですが、ただ、困ったな、本当に疲弊しとる。シャッター通りだ。あれもあかん、これもあかん。跡取り息子もいない。事実ありますね。後を継がせたいけれども、将来性を見た場合にだめだと、サラリーマンになれ。それから菊地議員言われましたけれど、富吉が百五銀行が変わりまして、7スパン、シャッター通りですよ、つい最近になりましたけれども、7スパンを百五銀行がお借りになられて、あと原状復帰ですから、ご指摘のとおり、7スパン立派なシャッター通りになりますけれども、私もあの辺の地域の人間ですから何が来るだろうな、今の状態ですと、私は学習塾が来てほしいというのは駐車場等々のことも考えまして、学習塾が近鉄蟹江駅の北側あたりに集中しておりますけれども、ああいう有名校が来ていただいたら、自転車であるいは徒歩で送り迎えでええと。こういうことを私はもくろんでおるといのか、活性化のために富吉地域のために思ってます。

もう一つ、こういった観光ということについて言いますけれども、ガイドボランティアの方が、もっと言えば夢案内人の方々が一生懸命まさしくボランティアで頑張っておられます。

富吉駅に、ちょっと話は変わりますけれども、来年度早々に1基エレベーターがつかます。22年度には上下線あるいは北側につくという計画ですが、私も四日市の事業本部へ一議員として参りました。一議員が行ってもなかなか力になるものじゃありませんけれども、最初の開口一番、今会議だから1時間か2時間かかるでしょうと言われました。私もせっかく切符買って来ましたから、1時間、2時間でも3時間でも待たせてもらおうと言ったら、物の5分で出てみえました。どうなっとるかなと思ったけれども、これも手練手管が何か知りませんが、そういう実態なんです。ですから、富吉駅の東海豪雨の実態やら、あれやらこれやらと申し上げました。すると、近鉄助役の件も申し上げまして、事細かには言いませんけれども、その中で富吉着だとか、蟹江着、最近ではJRの蟹江駅ですね、歩け歩けがあります。ですから、何が申し上げたいかというのは、こういう観光がいろんな副産物を得ているよということは、1日に1,000人から1,500人、これはもうインターネットでだれがよいしょ

こらしよと言おうが、自明の利でもう1日の乗降客は何名、半年は何名、1年でどうだ、これも自明の利なんです。ここに転勤でかわってこられた若林常務という方がおられます。町長さんも何回かご足労願ってお会いになられたと思いますけれども、よし、これだけ今のこんな状態の中で、空気が運んでいる状態の中で富吉駅が1日に1,000人、例え1日であろうとも1,000人おりられることは事実だと、蟹江駅で1,500人、こういうことを追い風にしながら、よしエレベーターを前倒しにしよう、こういう強い決意のもとに来年度1基、22年度に3基、橋上駅には多目的通りができるわけでありまして。ですから、たかが観光ですから、駄じゃれ最初に言いましたけれども、観光を考えることなんです。ですから、それが人を動かし、思わぬ数億円の事業が展開になっていくと、こういう大なる副産物もあるわけです。

それから、私は今、まちの駅が出ましたが、トータル3回行きました。駐車場ありませんから、ナフコさんにこそっと置かせていただいて行きました。寺西さんという方が非常に熱心で、ああいう方がおられないとなかなか展開というのは難しいなと、どこでもそうです。愛知県下のみならず全国どこでもそうなんです。ですけれども、これぱっと見たら、消防ポンプのガッチャンポンプですね、昔風の。非常になつかしいローカルな、そしたらこれを山田さん、わしパソコンなんかでいろいろ調べて、書体からペンキから全部塗って、プロにやっていただいたのと言ったら、いや、手間暇かけて私がやりました。ある人が来て軽口たたいて、消防署へこれを寄附したらどうだと、私はもうさっと寒気がしましてね、言うのは自由です、はっきり言って。ボランティアで、本当に手間暇かけてパソコンから書体からやられて、そのやられた行い、行為というのは並々ならぬものなんです。もう無料で、もうばらばらになったものをしぐんで、1度見にいってくださいよ。すばらしいプラハです。それから寺西さん、上にまちの駅と書いてある。これは江戸文字というんですかね。だけど、すばらしいあれです。実は、私の同級生、菊地さんもよく懇意にしてくれるもへの寿しさんが無料で寺西さんやったるわ、こういうのがまちづくり、まちの駅といいますか、相乗効果といいますかね、あれを見ていただくと、玄人はだしですね、まちの駅。ああいうお金じゃないんですよ。人の熱意がああいうところにあるわけで、今、最初はどうなんだといいますと、確かにぼちぼちぼちぼちなんです。それで、今は野菜をお売りになっておられるし、この間行ったときには女性の方がお二人、番をするためにも、寺西さんは言ってました、来ていただいているわと。何か縫い物みたいなものをしていました。これはアンテナショップと言われましたけれど、結構好きなんです。趣味でやっている方が、3万7,000人蟹江町いますけれども、出したいな、お金じゃないよ、もちろんお金大事ですけども、使用料が要りますのでね、500円でしたか、1つ、ワンボックス、そういうことですから。

それと、もう一つ、誠飴、これはテレビでやっています西之森のあめ屋さんですね。あれがガイドボランティアの方が新撰組だから誠だ、誠飴、私も思わず買って、おいしいあめを

買ってきましたけれども、こういう一つ一つの皆様方の知恵やら汗やら、こういうことが重なりつつ、今ちょっと右肩上がりと言いませんけれど、芽が出てきているなというのがまさしくまちの駅の実態ではなかろうかな。

ただ、結論的には、まちづくり課、こういうのがコントロールタワーとなられて、例えばこの間見ましたけれども、栃木県の鹿沼市でということを行いました。あそこもとか、新潟県の話をしてきましたけれども、ほとんど蟹江町的にいえば農政商工課の中にまちづくり課がつくられるかどうか知りませんが、そういう方々が表に出られたり裏に回られたりして、強力なサポートをしておられる。

それで、とにかく別の話になりますけど八重桜についても、ご存じのように八重桜というのは、大阪造幣局の八重桜ですね、あれとは違いますけど、一色ですわ、夜に行きました。あのワインもよばれました。それですけれども、やはり一番街の方々だろうと思いますけども、あそこまでこぎつけられた熱意、情熱、これは買ってあげなければだめだと思いますよ。山田乙三、あそこについてのまちづくりの論文でも書き、いわゆる小論文ですよ、大学の教授でもありませんから、私もコミュニティ通りやら、それから護畔やら、擬木を使ってやったり、将来広域下水になりますので、ここの水にあってメダカがあって蟹江町原風景らしきものができ上がってくれば、例えば年間通じて四季折々の草花が咲けばな、こんな思いをワインを飲みながら思い、おしまらんよ。これことし何年目になりますかね、下からのライトアップでもっこりほっこりという八重桜、これを蟹江町の町民の方に知らしめる、こういうのもいわゆるまちの駅といえますか、今やっておられるあそこだな、まさしくあそこから真東に行ったところで、非常に展開をしていきますと、世界遺産というのは皆さんご存じだろうと思いますけど、今……

議長 大原龍彦君

山田議員、もう少し簡潔によるしくお願いします。

12番 山田乙三君

世間遺産ということがあります。私も将来的にはあそこ世間遺産ということになるだろう。これ世間遺産言うと、みんな笑うからいかんけど、世界遺産のいわゆるこんなにも今言われる蟹江町にある世間遺産をやっている。これを具体的に常滑で現実にやっておられる。あれは変わったことがいいと言っとる。現実にもう既にやっていますよ。まちの駅なんか1,000カ所以上あるわけですから、とにかくもうネットの時代ですんで、世界に目を開けると私は言いません。国内の状態がどうなんだ。指はくわえてる必要はありませんけれども、道の駅のまちの駅、世界遺産の世間遺産、こういうことはもう本当に飛び交いますよ、これから言葉が。

ですから、というのは、がんばる商店街の推進事業についての関連のあれですけれども、いろいろな意見はあってしかるべき、あれはいかん、これはいかん、まあ、そう言いますけ

れども、こういう方法といろいろある中で私は育てていただいて、疲弊だ、シャッターだ、もう少し、一生懸命歯を食いしばっておられる商店主さんもおられるわけですから、町も、町長さん、前言われましたように、底力、商工会元気な底力がない。まさしくそのとおりでございます。跡取りの問題もありますけれども、これをほっといたらどうなるか、もう地獄なんですよ。ですから、これを反転する一助としてやっていただくためには、これからもがんばる商店街に目を向けていただき育成していただきたい、こういう意見で要望で終わらせていただきます。

議長 大原龍彦君

要望ですか。

山田邦夫君、1回だよ、あと。

3番 山田邦夫君

3番 山田です。

まちの駅の問題につきましては、熱心な方がよく勉強……

議長 大原龍彦君

ページ数は。

3番 山田邦夫君

まちの駅の問題ですよ。まちの駅と観光です。今の関連です。

議長 大原龍彦君

がんばる商店街ですか。

3番 山田邦夫君

と、観光とまちの駅です。

議長 大原龍彦君

まちの駅はやっただろう。

3番 山田邦夫君

今、議論出てるじゃないですか。

議長 大原龍彦君

まちの駅は入っておりませんから。

3番 山田邦夫君

いやいや、議論は出てるがね。

議長 大原龍彦君

関連してたけど。

3番 山田邦夫君

観光と商工会の問題ですよ。この49ページです。159ページです。

議長 大原龍彦君

観光でいきますか。

3番 山田邦夫君

はい。

一生懸命にやるという気持ちはわかります。他の市町で、歴史的に既に10年20年つくり上げてきた例がたくさんあります。例えば我々も行政視察でおととしか、去年か沼津へ行きましたね。立派なものができております。非常に苦勞しながら、危うい形で、しかしつくり上げてきております。あれをまねできないなという感じが強かった。それは人によって感じが違いますけど。そういうように、よその成功した例がたくさん出ております。

それから、ガイドボランティアを盛んに育成しました。毎年講習会を開いて、その修了生がガイドボランティアに入っていて、蟹江町の歴史文化を発掘しながら観光客らしき人に案内する。これができてきていることはわかります。これも六、七年前ですが、明智村へ僕は行きました。あそこの学芸員が蟹江町の伊藤学芸員が何回も勉強に見えました。明智がどうやってつくり上げていったか。それで頑張ってくださいとは言いますよ。その結果、幾つか手は打たれてきましたね。そして、いろいろなセレモニー、セレモニーじゃないイベントもやってみえます。

しかし、よそがうまくやったのには、本当に長い歴史文化がありまして、蟹江町には埋もれてるといや埋もれております。だから、さっき地政学的なことを言ったんです。昔からある町なら、どこにだって歴史はあるんです。蟹江町のこの大きさ、川や面積や町の展開、人口を考えて、蟹江町は名古屋市のベッドタウンです、形は。そこで観光が売り出せるのかと、落ち着いて考えてみてください。そこへかけをするように、行政の努力と資源を投入していくということについては、武家の商法、人の税金で熱上げてやって、あと失敗したときどうしますか。うまくいかなかったとき、それだけの行政マンの力を投入して金投入して。だから、少し立ちどまって、もう少し考えたらどうですか、1年ぐらい。

だから、言ってる。川の駅構想を盛んにやってみえる。見えてこない。言ってみえるようだけど、見えてこない。それと今度の中央駅の問題は、急ではないとおっしゃるけれども、関連は説明されていない。知ってる人は知ってるだけで、町民は知らないじゃないですか。だから、何度も言いますが、川の駅の構想をもう少しつくり上げて発表して、討議なり何なり諮って、そしてまちの駅の問題を絡めたらどうかというふうに思っておるわけです。

その点は、いや、違うというふうに首振られますが、町長、ご説明をお願いします。川の駅をもう少しはっきりしてくれということ、何度も言ってるじゃないですか。

町長 横江淳一君

適切な答弁になるかわかりませんが、昨日も同じ話をさせていただきました。輝来都かにえ、まちの駅、川の駅検討会議で、今、若手の職員が一生懸命、税金の無駄遣いにならないように、ただ、考え方として一つ出すということは、どうなるかわからないものの状態を、

例えばまちの駅をつくりましょうということは出せますけども、たくさんハードルを起こさなければいけない。そのことについて今るる、もう同じことを私も疲れまして、実ははっきり言って。実際もうこれだけご説明差し上げたんですけども、確かにもう考え方の違いというのは埋められないものがあると思っています。ただ、先ほど来、失敗したらどうするんだ。いや、失敗したら、もう町長ですから責任は十分とりますよ、そんなこと言われなくたって。

ただ、私が残念なのは、本当に山田邦夫さん個人的に私は大変尊敬しておりましたし、今回の選挙のことでもいろんなお話をさせていただきました、マニフェストも説明して。そのときに、こういうお話は私は差し上げたつもりなんです。しかしながら、それが今こういう状況で返ってくる。例えば保育所の問題でもそうです。何かやろうとすると、すぐ唐突。どういうふうにお示したらいいんですか。逆に僕は反問権ありませんから、本当に皆さんにお聞きしたいくらいです、逆に。ですから、町長としてこの町を思う気持ちは人一倍、皆さんも一緒じゃないですか、民意の塊で。違いますか。ですから、そうだとすれば、やはり観光に力を入れて、とにかく疲弊したこの商店街を何とかしよう。それに何億もかけるわけじゃありません。この4,000万円のことを今言われておりますけれども、このことについても降ってわいたお金だから使えばいい、そんな考えは毛頭持っておりません、はっきり言いまして。

以上であります。

議長 大原龍彦君

以上で6款商工費を終わります。

暫時休憩いたします。45分まで休憩いたします。

(午前10時28分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き、会議をいたします。

(午前10時46分)

議長 大原龍彦君

議長からお願いいたします。

質問あるいは答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

では、続いて、7款土木費、160ページから181ページまでの質疑を受けます。

13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤でございます。

163ページ、放置自転車について伺いますが、この放置自転車というのは、年間1回やられるのか、2回やられるのか、集めてどうせ業者に出されると思いますけども、何回ぐらいやられるか、最初にお聞きしておきます。

産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

駅の周辺に禁止区域に放置されておる自転車あるいは駐輪場の中に長期放置されておる自転車の整理を実施いたしております。回数としては年間で3回ほど実施をいたします。その中で、中には引き取りにみえる自転車もございますが、引き取りのかなわない自転車につきましては、西尾張中央道の下の自転車の保管所がございますので、そちらのほうにストックをして、年に1回処分をしております。

13番 伊藤正昇君

昨年は年1回だけど、鉄の高騰でちょっと予算的にはいつもと余り変わらないんじゃないかなという感じはするんだけど、撤去の時期が悪かったかなと思うんだけどね。それから、自転車のことはそういうふうで、若干、鉄の高騰があったにもかかわらず、予算的には変わりがないようで、19年度と比べても少しふえとる程度でございます。

それから、180ページ、真ん中辺で記念樹12万2,309円、これゼロの年もあったような記憶しておりますけれども、これウォーターパークの中へ記念樹を植えるということらしいけども、今年度は何人ぐらいでしたか、お聞きしたいと思います。

都市計画課長 志治正弘君

結婚記念植樹の関係で今ご質問をいただきました。申しわけございません。しばらくお時間をいただきとうございます。

大変失礼いたしました。昨年度は6組の方が記念植樹をされました。

以上でございます。

13番 伊藤正昇君

中には、せっかく記念樹でも枯れてまっとるのもあるんですが、そういう対応はまたお願いして記念樹を植えてもらうのか、どういう管理で。

都市計画課長 志治正弘君

実は、キンモク、アベリア、それからサクランボを剪定していただいておったんですが、実は、サクランボの成育が非常に悪うございまして、苗木を変えた経緯はございます。現実問題、現地でございますけれども、まだ成育途中段階でございまして、まだまだ小さい状況になっておりますので、よろしくお願いたします。

なお、あと記念植樹を植える計画しておりましたスペースがだんだん限られてまいりまして、この事業もあとどれだけ続けられるか非常に微妙な状況に今なりつつあるということをご承知おきください。

以上でございます。

9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

先ほどの、今、伊藤議員のやられた実績報告書58ページの放置自転車の件ですけれども、

毎年毎年、昨年540台、平成15年から見てみますと823台、724台、814台、807台、502台、昨
年が540台と、毎年大量の自転車が放置自転車の廃棄処分を何台行ったと一文字書いて、今
回も40万円ぐらいのお金を使って処分をされとるわけですがけれども、先日来の緊急対策に蟹
江町も電動自転車を30台購入すると、それは町内の移動には自転車がいろいろということ
で、わざわざ30台買い入れるということでもあります。いつもこの廃棄自転車処分のことにつ
きましては、町長一番よく知ってみえると思うんですが、なかなか再利用ができないという
ことを聞くんですが、よくテレビなんかで見えておりますと、きれいに修理をして安く提供し
た、またあそこの八穂のところでも、きれいに整備をして皆さんに安く提供しているという
ニュースを聞くわけですね。なぜ蟹江町はそういうことをやれないのか、もしやれるとすれ
ば、この500台600台のうちに、20台や30台のまだまだ十分使える自転車はいっぱいあると思
うんですね。わざわざ緊急対策で、それも電動の自転車を買う必要が私はあるのか、できる
ならば、こちらのほうで対応できるのではないかと思うんですが、ですから再度使うことが、
この放置自転車に対して再度使うことができるのかできないのかお尋ねをいたします。

もう一つ、前回というか、昨年かもう一つ前にも申し上げたと思うんですが、実績報告書
でいきますと、60ページの佐屋川の堤防浸食防止工事で100万円ぐらい使われているわけ
ですね。これに関連して、文学歩道の借地料ということで33筆、いまだに平成16年からずっと
この33筆借上料としてこれも76万円余り出しておられるわけですね。浸食しておるところは、
借り上げておる場所も多分あると思うんです。ということは、まだ借り上げておるとい
うことは地権者がおるわけですし、地権者の方にそれなりの応分の負担をしていただくのも私は
筋ではないかなと思うんですが、そういう応分の負担はされておるのかいないのか。2点お
願いをいたします。

産業建設部次長・土木課長 水野久夫君

まず、1点目の自転車の処分の関係でございます。先ほど伊藤議員のお話の中にもありま
したように、例年今まででいきますと700台、800台という処分をいたしておりました。20年
度につきましては、お示しをしておりますとおり540台の処分となっております。黒川議員
言われますように、昨年から八穂のクリーンセンターのほうで、実は引き取りに来て見え
ます。そんな中で、四、五十台年間で八穂のほうにお渡しをしております。その結果が今回の
540に減った、そのイコールというわけではございませんが、実情としては八穂のほうにも
自転車を出しております。

それから、もう一点の佐屋川の浸食の関係でございますが、地権者のその応分の負担とい
うのはいただいております。私どものほうで護岸、桜並木、桜が生えておりました、風の
ときですとかなんかで、護岸ぎりぎりに生えてますので、風であおられて護岸に影響が出た
りということを想定して、事前に護岸の浸食防止を施しておるものでございます。

(発言する声あり)

今は、地権者のほうに負担をしていただくということは考えておりません。

都市計画課長 志治正弘君

では、文学散歩道に関しましては、私のほうからお答えさせていただきます。

実際、文学散歩道の木札につきましては、文学散歩道木札そのものは所管が教育委員会の生涯学習課でございます。用地につきましては、都市計画のほうで計上をさせていただいておりますが、ただ、議員ご指摘のように、佐屋川沿いに川べりに本当に立っておりますので、もう浸食に限らず、実はご存じのように、佐屋川そのものの官地が真ん中辺にしかなくて、あとはほとんど民地の状態でございます。これを借り上げるときに、一応公簿上の面積で地権者との契約に基づいて、この面積を支払わさせていただいているというふうに聞き及んでおりますので、浸食等々には関係なく、今後も一応借り上げという形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番 黒川勝好君

今、文学散歩道の話ですが、買い上げるという形でと言っておるんですが、5年間から借りっぱなしですよ。33筆変わらんですよ。もう1年前に35筆あったのが2筆買い上げたということで、16年から33筆ですよ。今回も33筆ですよ。それなりの、だから動きをしているのかということですよ。何でもいろんな今問題が起きとるわけですけども、本当にきのうの火葬場の問題でもそうですが、本当に親身になってやっているのか、そこのところはやっぱり見えてこないわけです。数字しか我々は見えないもんですから、おたくらの動いておるところを直に見ておるわけじゃないですから、数字を見ればこの5年間は放置をしたったなという理解をしてしまうわけですね。ですから、本当に買い取るつもりがあるんでしたら、一生懸命動いてください。そうすれば、やっぱりおかしいんじゃないんですか、これ、人の土地まで町が触るということはね、と思います。

もう一つ、放置自転車の件ですが、昨年から40台、50台やれると、八穂のほうへ出してみえと言われました。じゃ、今まではどうして出さなかった、やらなかったわけですか。今までは、ただ僕が聞いておる範囲では、やれないと町長は何遍もおっしゃった。これはいろいろ防犯登録の関係、警察との関係、いろいろ放置自転車だからいろいろあるからやれないと言われて、僕はやれなかったと思っとるけど、今の話、40台、50台出されるようになったということは、何か変わったんですか。

町長 横江淳一君

多分これ菊地議員も環境事務組合のことですからよくご存じだと思いますから、ゆっくり聞いてください。実を言いますと、環境事務組合で処理をされる中で、去年同じ質問を受けて、防犯登録、所有権の問題が大変問題になりました。現実に乗っておる自転車を、あ、それは私の自転車だと、盗難が出してあるということで大変もめたケースが昨年代も一昨年代も実はありました。これで自転車組合として10数年前に、こういう撤去自転車を買って取

て修理をして出すという事業を実は行っておったんですが、そのことがありましてから中断してというのか、もう取りやめになったということはご説明差し上げましたが、環境事務組合も同じ状況になりまして、ただで実はお分けをしておったんですが、それはPL法の問題だとか自転車整備法の問題だとか防犯登録の問題等々がありますから、昨年度からそういう防犯登録についても実はやって、1台2,000円から3,000円有料でいただくようになりました。そうすると、どこから自転車が来たという自転車の経歴がわかりますので、だとすれば、安心してお渡しすることができるという、そういうシステムに実は変わったということにご理解をいただきたいと思います。

9番 黒川勝好君

そんないいことになったんでしたら、本当に500台、600台というこの放置自転車ですね。いやいや、本当に一生懸命直していただいて、今の近鉄の蟹江駅に例えば貸す場所をつくって、自転車を外から見えた方に貸してあげる。今、一番街商店街のあそこのまちの駅があるんでしたら、あそこにちょっと並べておいて、見えた方が自転車を借りて町内を回ってもらうとか、いろんな使い方ができると思うんですね。これただで新品を買って10台そろえるいうと、また予算的にもいろいろな問題が出てくると思うんですが、今この処分するような自転車をそういうことに使えるんだったら、もっといっぱいいろんな使い道があると思うんですね。そういうのもやっぱりこれから検討をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

7番 小原喜一郎君

質問やめようと思いましたが、今、黒川議員の質問に関連をしてでございます。

実は生活保護の何十人とお話したという話をしたんですけれども、その中で、実はその中古自転車ですね、直していただいて譲っていただいたというのがあるんですけれども、10台前後あるわけですね。ところが、蟹江町の自転車屋さんも2店舗閉鎖、廃業されまして、もう4軒か5軒ぐらいしかありませんね。あちこち中古自転車についてお願いしようと思って回ったんですよ。まるきりやる意欲ありません。町長のとこだけです、やっていただいているの。だから、町長のとこでご無理をいただいて、10台前後のところを、今まだもう五、六台欲しいんですけれども、残念だけどなかなか出ません。そういうことがあるから、もしやるとすれば、自転車屋さんに奨励策として何かをしないとできないのではないかとというふうに思うんですけれども、その点についてのお考えがもしあれば伺いたいと思います。

町長 横江淳一君

黒川議員のおっしゃるのはよくわかります。私も実はそういう状況にしたらどうだと、自転車組合蟹江支部というのが弥富が支部長さんであります。今、ただでさえ自転車市場が疲弊している中で、そういう中古だとかそういう整備をすると、また余計に売れなくなってしまうんじゃないかと、とんでもないことを考えてくれるなという地元の意見もあったやに聞いて

ております。

ただ、リサイクルできるものはやはりリサイクルをして使うというのが基本的な考え方がありますので、実際使える自転車というのは、実を言いますと大変少のうございます。今、自転車整備士を持っている方、ほとんどの自転車開業店には自転車整備士の免許がないと今は開業できませんし、整備もできません。これはもう国家試験であります。それで、もしも整備をして出したときには、完全に責任を持ってということで傷害保険に入ることも義務づけられております。期限は1年間あります。防犯登録は8年間有効で、これも自分の持ち物だということのきちとした印で、これも今義務づけられております。

そういう状況の中で、例えば使用して何年かという自転車がすべて使えるわけではありません。新品を購入いたしますと、大体1万円前後で新品が買えるという状況の中で、幾らぐらいが適正かなというふうに考えたときに、やはり四、五千円までが防犯登録を入れて限界だと、そうなってくるとお金をかけて修理をしてまでもという自転車は当然ここで削除されて、リサイクルとして鉄に生まれ変わるのも、これもリユースの一つの方法であろうと、ただし、形として残すならば十分これを使っていたらこうということで、八穂クリーンセンターの中に整備士の免許を持った方、そして自転車屋さんにも協力をいただいて、できるだけたくさんものを集めて、廃棄処分にするのではなく地域で使ってくださいということで、今運動を始めたところありますので、もしも自転車組合さんに呼びかけてそれができるようであれば、その方法も模索をしていきたいな、こんなことを思っております。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、7款土木費を終わります。

続いて、8款消防費、180ページから195ページまでの質疑を受けます。

13番 伊藤正昇君

新政会 13番 伊藤でございます。

火の見やぐらの解体工事について47万2,000円と……

議長 大原龍彦君

ページ。

13番 伊藤正昇君

191ページです。分団小屋の撤去、これは旧七分団の観音寺ということで聞いておりますけれども、火の見やぐらが。消防団格納庫は、旧九分団の格納庫を撤去したということ聞いております。予算以上にはかかっておりませんが、さっきも申し上げましたとおり、去年は相当鉄が高騰しておった割には、上がったなという感じはせんでもないですが、そういうことを1点と、あと、どのぐらいの火の見やぐらが残っておるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

消防本部総務課長 浅野 睦君

お答えをさせていただきます。

火の見やぐらでございますけれども、工事を行いましたのがオリンピック以後でございます。鉄の値段につきましても比較的安うございました。そういったこともございまして、比較的安うございまして、思ったよりも高かついたというようなことでございます。

あと、火の見でございますけれども、今年度も1つ解体をいたしましたので、あと残りは11個でございます。

それから、もう一つ、分団小屋もそうでございますけれども、ことしの1月に旧新千秋の分団小屋を解体をさせていただきました。これにつきましても、今申し上げさせていただきましたとおり、オリンピック以後でございますので同様でございます。

以上でございます。

10番 菊地 久君

10番 菊地でございます。

町長の20年度の所信表明の中に、南部の出張所を廃止し本署に統合して一極集中することにより効率的な消防救急運営を図り、住民サービスの向上に努めてまいりますという所信表明がありまして、南部の消防署、出張所は廃止というようなことになったと思っておりますけれども、そのことについて現在、廃止をされてそのままの状態なのかどうなのか、そして、また、あの署については今後、今もどうも利用しておると思っておりますが、今後どのような形で運用管理をされていくのか、それが第1点です。

2つ目には、これも去年質問させていただきましたが、消防署、各地に分団小屋ができたわけでありまして、そこを防犯防災という形で、いざといったときにベルを鳴らせるだとか、子供さんが立ち寄って非常用のベルがあるだとか、そんなような形に使うことができないだろうかというようなことを質問をさせていただいたけれども、そういうような使い方はできないだろうか、研究はされたんだろうかなということについて、2点お伺いをしておきます。

消防長 上田正治君

では、1問目の南部出張所の今後の利用について、今現在どんな利用かということでございますが、現在は消防の資機材などを置き場として使用しております。また、20年度に整備した鉄くい、鉄パイプなどの水防資機材置き場として使用しております。将来的には南部地域の防災資機材置き場などとして有効活用できないかと考えておりますが、まだ行政の他の部局でも有効活用するものがあれば、そのようなことも検討して話し合っていきたいと思っております。今現在は、消防の資機材置き場になっております。

以上でございます。

消防本部総務課長 浅野 睦君

もう一点ご質問がございまして、ベル等を使って防犯とか防災というご質問でございますけれども、将来的にも踏まえまして、ただいまのところ電気もガスも全部とめてございまして、といいますのは、無駄な経費とはいきませんですけども、将来的に例えば広域消防云々となりますと、またあの建物を使用することも可能かなというようなことも考えまして……

(「消防の分団詰所のことだ、分団詰所の」の声あり)

出張所ではないということですね。

(「分団詰所ですよ」の声あり)

分団小屋ということ。

(発言する声あり)

ベル、外づけにベルをつけるということでございますね。まだ検討はしてございませんので、また内部で検討したいと思います。

消防署長 山内 巧君

今の分団詰所の防犯、防災の駆け込み場所に使えないかというお話でございますが、これは具体的にどのような形で分団小屋を使いたいのか、この使われる側のほうの形、そういったものを提示していただいて、それで分団長会等で決めていきたい。やはりこれは消防団に相談をしなければいけないことでございますので、そういったことでよろしく願いをしたいと思います。

10番 菊地 久君

結構分団小屋というのは見た目もよくてランプもついてますし、いざといったときに、あそこで非常ベル鳴らせるだとか、地下道やなんかへ行くときに、地下道の中にあるんですよね。いざといったときには鳴らしてくださいと、そうすると赤点灯がああと鳴って、これが鳴ったときにはだれかが連絡してくださいと書いて張ってあるわけ。そういうような形に要所要所を見ると、いいところにあるもんですから、分団小屋よくわかりやすいですね。だから、ああ、何かあったと通学路だとか、いろんな人が通るときに、今、特に防犯という感じで引ったくりがあったり、特に今不景気でこんな状況なもんですから、あちこちで犯罪が多くて大変だと思うんですよ。子供さんの安全パトロールなども学校関係、地域の皆さんと一緒にやっておやりになったり、赤色灯のパトカーを出したりして努力をしておりますけれども、場所的に非常にいいところにありますし、ただ、火事だけで用を足すという、格納庫的だとか地域の非常備消防の皆さん方もよくなじんでみえるところなんだから、いざといったときに非常に人も集まりやすいだとか、いい場所じゃないかなと思います。何も全部扉開けてどうのこうのじゃないですよ。そういう非常ベルを鳴らせるような設置ができないだろうかということをお私に言っておるわけ。そういうこと。だから、消防の担当かどうかわかりませんよ。消防の担当じゃないもんで、こちらかもしれん、総務かもしれませんが、ああいう場所を使ってそんなようなことができるようなことの研究ですね、消防だけでなしに

町全体でも結構でございますので、ぜひ検討課題として、あんたのほうへ言ったほうが良いと思って言っただけ。そうじゃないで別のところへ言えといや、町長に聞けっちゃ、町長に聞くし、どう、いいですか、あんたのほうでまとめますか。

消防本部総務課長 浅野 睦君

分団小屋についておるサイレンでございますけれども、外づけでベルは可能でございます。ただ、私どもは、火災予防運動のときにサイレンを鳴らしますけれども、それも遠慮して鳴らしておるのが今現実でございます。ただいま署長から申しましたように、分団の方にも相談してまた検討させていただきたいと思います。そんなに高額ではないと思います。

以上でございます。

14番 奥田信宏君

どこで何ページにしようかなと思ってるの、193ページの一番下のほうの防災対策のこれに関して質問をさせていただこうと思っています。

実を言いますと、集会所だとか例えば町内会で持っている集会所等が、これは年に何名か人が集まるところは避難訓練をするというふうになってると思います。私どもの多分地元の鍋蓋は、大変熱心に訓練をしてもらっておると思っておりますが、例えば他の町内会等で、そういう要するに公民館あるいは集会所というのはどの程度の訓練をしてみえるか、資料は後で結構ですが、一遍わかる範囲でお教をいただきたいと思います。もし後で資料がいただけたらありがたいと思いますし、そして、それ以外の例えば避難訓練なんです、例えば尾張温泉大ホールあるいはユースストアとか商店とか、そういうところはもちろん法律でも義務づけられておりますが、大変今町内に老健施設あるいは例えばカリヨンの郷ですとかセーヌですとか、そういういろんな老人用の施設が大変できておりますが、そういうところも当然訓練の対象には入っておると思うんですが、一体全体何力所ぐらいその訓練の対象に入っているところがあって、それに対して消防署が指導で毎回きちっと立ち会って避難訓練をしてみえるかどうか、そういうのをお聞きをしておきたいと思います。

多分商店ですとか、あるいは尾張温泉大ホールでお客様が入っているときに避難訓練がやれるかどうかいうと、多分そんなことは休みの日か、そのときにやってみえるだろうとは思いますが、年に例えばあそこだと2遍か3遍義務づけられていると思うんですが、そういうこと、特に例えば地震なんか起こったりとかいろんなことがあるときに、多数の今施設ですので、消防だけで当然間に合わないと思うので、日ごろの訓練が大変大事だろうと思いますが、そういう指導はどのようにやってみえるかをお聞きをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

消防本部総務課長 浅野 睦君

お答えをさせていただきます。

ただ、この資料できちんとしたものはございませんので申しわけございませんけれども、

主要事業のところは65ページがございますが、65ページをごらんいただきますと、その中に表の中段のところがございますけれども、消防訓練等指導件数とございまして232件と書いてございます。この件数が私どもが訓練指導に行ったところとございまして、まず旅館とかホテルとか、飲食店もそうですけれども、収容人員が30人以上のところにつきましては、法のもとに年2回以上避難訓練等を実施する必要がございます。また、こういった役所とか作業所、工場、そういったところにつきましては、年に1回、初期消火訓練、避難訓練、そういったことが義務づけをしております。

それで、言われました老人施設等も一緒でございます。そういったところにつきましては、特定防火対象物と申しますけれども、そういったところにつきましては年2回以上、工場とか事務所とか、そういったところにつきましては非特定防火対象物といひまして、そういったところにつきましては年1回以上というふうに法的になっておりまして、私のところの予防課が担当しておりますけれども、立入検査等に参りまして、指示書等を行うよう指導をさせていただいております。大概のところはやっております。ただ、詳しい件数、パーセンテージは出ておりませんので、また何かの機会のときに署へ寄っていただけるとありがたいと思います。

以上でございます。

14番 奥田信宏君

14番 奥田でございます。

お聞きをしたのは、なぜお聞きをしたかといひますと、そこら辺は知ってました。30人以下というところが一番多分問題だろうと思ってるのは、今、小さいそういう施設ができたときに、そういうところの指導をどうしてみえるのかなというのがちょっと気になったもんですから、健常者ばかりのところでも避難は非常に難しいのに、例えば有料の老人ホームなんかですと、大変難しいんで、日ごろこれはよほど訓練をしてもらっていかないと、人数で制限しているよりも、できたら消防のほうで立ち会った訓練をお願いできるかどうかをやったり施設者と相談をして、これから指導をしていただくのが一番いいと思っております、できるかどうか兼ね合わせてご返答をお願いしたいと思ひます。

消防本部総務課長 浅野 睦君

私ども可能でございますので、ご相談いただければどこへでも行かさせていただきます。

(「30人以下で」の声あり)

はい、よろしいです。

(「自主的にやれるかいうこと」の声あり)

14番 奥田信宏君

逆です。向こうから来てくれだつたら、どこへでも行きますでなくて、できたら、そういうところの指導に立ち入りして指導ができないかということをお聞きをしているんですが、

もしそういうふうに例えばの話、訓練を一緒にやらせてほしいですとか、そういうことを指導課が立ち会って入るべきでないかと思って質問をしておるやつですので、当然向こうからあれば当然行かれるのは、それは当然、例えばそういう防災上の訓練を日ごろからやっておいていただいたほうがいいのではないかというふうに質問させていただいているやつなので、いかがでしょうか。

消防本部総務課長 浅野 睦君

直接担当じゃないものですから、今、どの件に、その把握をしておるかわかりませんので何とも言えませんので、担当のほうに申しておきます。

以上です。

10番 菊地 久君

10番 菊地です。

1つ重大なことを忘れましたので、先ほどの南部の出張所の廃止について、これからの用途の問題で、浅野課長のほうからちょっと話が出ました。あれはひょっとして壊さずに、全体の海部地区の消防一部事務組合、この話は1年ぐらい前に1遍出たと思いますけれども、その方向を今一つの検討課題という形で、5年間ぐらいの間に南部消防 南部って海部南部消防ですよ、海部郡全体の一部事務組合をつくりたいというような話が出たわけですね。それが今まだ生きておって 生きとるといふか、これからの話だろうと思いますが、そのときに蟹江と一緒に入るもんですから、中央道の拠点として、ああいう出張所やなんかを置いておくと使い道があるわなという青写真からいうと、あの問題もというような言い方だったと 言い方じゃないが、言ったの整理するとそうだろうと思いますが、一部事務組合は、私はそのことについていかがなものかという意見を述べたことがあるわけです。蟹江町は非常に単独消防で非常に充実してますし、救急車もいいし、今回このはしご車ですね、去年1億何ぼだったとも思えませんが、思い切って買うときにも、その組合問題を一緒に入っていると、逆に言うと、あんなに大きなものを買わずにみんなして負担して逆にできたかもしれんと。しかし、それまでの間にももしも事故があったら困るじゃないかと、今必要だということではしご車のいいやつ買ったんですよ。そのとき質問した事項、ここに議事録ありますけれども、今いみじくも出ましたもんですから、どの程度まで海部全体の消防が一つの組合をつくって広域行政ですね、そういうような体制をつくっていく、今、研究会というか方向というのは署内では検討されておると、こういうふうに理解をしておいてよろしいか。

消防本部総務課長 浅野 睦君

広域の問題につきましては、ただいままだ進展はしてはおりません。海部の消防本部でございまして、この問題につきましては、今ストップしておる段階でございまして。

もう一つは、違う問題のほうで今検討が進んでおるところです。

(「違う問題というのはどんな」の声あり)

もう一点、将来のことがございまして、指令台、無線機が平成28年にデジタル化になりますので、その問題で今検討しております。

今のところは広域化につきましては、それとあわせたようなことで今のところは進んではおりません。進展はないです。

(「あれとのときに言ったもんだから、出張所はその関係があってという答弁をしたでしょう」の声あり)

はい。その出張所の統廃合、広域の問題につきましては、平成25年からというような形でございまして、今はその指令台の問題で今進んでおります。今のところは凍結をしております。

5番 高阪康彦君

5番 清新クラブ 高阪康彦です。

ページは実績報告書の65ページになると思いますけど、今、PA連携とよく聞く言葉で、救急車の後ろに消防車がかっついてよく走ってきますね。住民が見られると、どうして消防車がついていくのということはよく聞くんですが、いろいろ聞きまして、それは理解をしておりますけれども、これを見ますと、火災等の出動回数の中に救急支援というのがそれかなと思うんですけど、いつも消防車がついていくことは必ず不可能だと思うんですね、火事でないもので。だから、それが救急車の後に消防車がついていくのは、電話、救急された方がこういう状況だからという判断してついていけるのか、それとも必ず消防車があいているときにはPA連携でついていくのかということをお尋ねしたいと思います。

消防署長 山内 巧君

今の消防車の同時出動、PA連携と言っておりますけれども、これは消防車をまず同時出動させるのは通信指令の対応によります。これは、愛知県救急業務の高度化推進協議会が定めるトリアージプロトコルというものがございまして、県内同一のそういった対応をされておると、これは通信時の情報から意識がない場合、それから冷汗を伴う胸痛、これは心筋梗塞を疑うということでございます。それから、あと呼吸困難な場合、それとあとは心肺停止の状態にある、こういったときにはもう消防隊を支援出動させておりまして、県内各本部が同じ対応をとっております。

以上でございます。

5番 高阪康彦君

そういった場合にだけついていくという理解でよろしいですね。それで、実際にそういったケースって、この数字ではわからないんですけども、実際に救急車の中で何回、率的にどれくらいそれが入ったかということと、実際それやって効果があったと、消防車が人員がふえるものですから、やっぱり消防車の人員がついていってよかったなという事例があればお聞

かせください。

消防署長 山内 巧君

今の支援出動がここに書いてありますとおり、年度でいきますと救急支援が295件でございます。そのうち心肺の停止事案、これが51件ございました。それで、ただ、この中でやはり除細動であるとか気管挿管、そういった当然特定行為も行っております。ただ、事後の追跡調査で助かっておられるといった方、昨年については聞いておりませんので。

以上でございます。

12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。

1つ、187ページの備考欄の14番ですけれども、確認しておきたいんですが、救急救命士特殊資格講習負担金21万2,365円ですか、これ今消防署長がおっしゃった気管挿管を特殊資格ということでの講習費という負担金という形で理解させていただいてよろしいでしょうかというのが1点です。

2点目ですけれども、主要施策成果の実績報告書の中の65ページ、ちょっと細かいんで申しわけないですが、真ん中あたりに危険物完成検査前検査（タンク検査）というのが2件発生しておりますけれども、例えば消防署に、タンク検査って、ただ資格もないのに勝手に調べました、オーケーというわけにいきませんから、例えば基準タンクがあって、容量は例えば1立米なら1立米の基準タンクでやって、実際に水でやるというのは正確ないろいろあるんですけれども、どんなようなことをされて、前検査というのはどんなことをあらわす。括弧してタンク検査と書いてありますので、溶接部で肉眼で見て、いわゆる非破壊検査等を業者を頼んでやられるのか、連れてきてやられるのか、いろいろ多岐にわたると思いますが、それで蟹江町における危険物施設というと、ささっというと、ガソリンスタンドが結構目につくわけですが、そのほかに事業所として化学会社があるかどうか、佐藤化学があるよと言われればだけど、実際にはプラント持っておられるような感じないですけれども、その辺もまず2点目にお聞きしたいと思います。

それから、最後ですけど、救急救命士、本当に消防士の方、お仕事持ってご苦労さまでございますけれども、長期にわたって講習に行かれて、最終的に国家資格を取得して、さらにそれだけでは終わりじゃなくて、最初に申しあげました気管挿管とかいって定期的に海南病院とかお医者さん等にご指導を受けると。現在そういう方が何名消防職員の中におられて、現在そういう救急救命士の講習に行っておられるかどうか。

それから、もう一点ですけど、こういう危険物等となりますと、甲、乙、丙種という国家資格がありますが、甲種は資格として何名お持ちになっておられるか、乙種、乙4関係、主に、これは何名ですか。大体甲か乙かどっちかでしょうが、もしおわかりでしたらお知らせしていただきたいと思います。

消防署長 山内 巧君

それでは、1点目の救急業務の特殊資格の負担金の関係からでございますが、まず、救急救命士の特殊資格といえますのは、気管挿管を行える資格、それから薬剤投与を行える資格、ここの19節の負担金で計上してございますのが、愛知県救急業務高度化推進協議会が行います座学講習でございます。座学とそれから実技のシミュレーション講習、この負担金が上がってございます。この講習で、その効果測定で合格した者が、委託料の中で病院実習料が組んでございますが、そこで例えば気管挿管であれば、生身の患者さんに30例の成功例をおさめなければいけない。それから薬剤投与ですと点滴ですね、静脈路確保といいますが、これを10例施して、うち1例は実際にエピネフリンという薬剤を投与する、そういったもので実習が終了した者が初めてこの特殊資格の資格を得ることになります。

前後しますけれども、今、救命士の数は13名でございます。今現状、特殊資格と言われる気管挿管を持っている救命士は2名でございます。それと薬剤投与は3名、今現在、本年度でございますが、気管挿管、もう一名、特殊資格で取れるよう今病院実習に行っております。それから、薬剤投与についても間もなく病院実習に入っていこうかと思っております。そういったことで、特殊資格についても養成計画を立てて計画をしております。

それから、2点目の完成前検査でございます。これは、蟹江町の中に危険物タンクをつくっておられる事業所がございます。それでよそに出荷する前に、所属のこの蟹江町の消防本部で検査を実施してから出荷をするという形になっております。検査の方法は、余り大きな、うちの場合ですとタンクじゃございませんので、水張検査か水圧検査、こういったもので検査をして出しておるということでございます。

それから、あと、危険物の関係でございます。詳しいことは予防課のほうとなりますけれども、施設数だけ資料がございますので報告だけさせていただきます。危険物施設の調査表で、これは実は貯蔵所とそれから取扱所、給油取扱所については8カ所あるわけですが、ほかにもいろいろと一般取扱所であるとか、そういった輸送取扱所、そういったものもございまして、まず油を取り扱うところ、ここが26施設ございます。それから、あと、危険物タンク等々で貯蔵しておる貯蔵所と言われておる区分となるとところが53カ所、蟹江町にはご質問のように大きなプラント等がございませんで、こういった状況になっております。

(「資格」の声あり)

危険物の実は甲種、乙種、これは職員に限ってのことなんでしょうか。

(「職員」の声あり)

資格取得のそちら辺、私どももちろん総務課長も持っておりますけれども、多分乙種でしたら半分ぐらいは持っておるかと思っております。

以上でございます。

(「甲種は、甲種いないのか」の声あり)

甲種については資格要件がございまして、例えば大学でそういった専門で学んできたとか、そういったことと一発で受けれるんですけども、乙種は一つ一つ6類までございまして、受けていくというような形になります。

以上でございます。

12番 山田乙三君

ありがとうございます。確認ですが、甲種は全類ですけれども習得しますが、大学と言われた。大学以外でも取れますので、そうですか。それは無理にね 持つとることにしたことないんですけども。ありがとうございました。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、8款消防費を終わります。

続いて、9款教育費、194ページから253ページまでの質疑を受けます。

6番 林 英子君

ページ数でいきますと209ページ、そして関連ですので217ページ、扶助料の問題についてお聞きをいたします。

昨年もそうでしたけれども、4月の入学式に申請書を渡して、どれだけの申し込みがあって、何人の人が扶助されるようになりましたか。何%の人が扶助されるようになりましたでしょうか。昨日もありましたように、蟹江町では遺児手当も5年間だよということで半分の人が切られてしまうという実態の中で、この扶助料というのは本当に大変だし、皆さん受けたいという声を聞いています。私は要求しまして、4月の入学式には各先生が渡すというふうになってますが、申し込みがことしは特に、これは決算ですのでわかりませんが、特に昨年の暮からの問題もあります。倒産、リストラの問題もあり、たくさんあったというふうに思います。今わかるところだけでいいんですけども、お聞きをしたいというふうに思います。

そして、決定の方法はどうでしょうか。教育委員会を開いて委員会の中で決定されるのか、そういうことがどういうふうなことで決定されるのかをお聞きしたいと思います。そして何%の人が申し込みがある中で、何%の人がこれを利用することができたかということをお聞きしたいと思います。

そして、私は、愛西市や津島、弥富市、それから飛島村とか、そういうのの生徒就学援助制度についての案内を持っておりますが、蟹江町を見ますと、残念ながら、受けるのに受けられないし、やめようかなと思うような文章が多いのです。ここに持ってます弥富市などは、裏にきちっと就学援助を受けることができる世帯の例ということで、年間の所得の上限の目安、それから給与所得者の収入の上限の目安、そして蟹江町は生活保護基準の1.1倍ですけれども、1.2倍です。一目見て、あ、うちはそれに当てはまるから本当に今困ってるし、出してみようかなという方が多いのではないかと思いますけれども、蟹江町は、なぜこうい

う所得のことについての限度額を示して、それに当てはまる人があれば受けれるよというふうにされないのか、本当に残念に思いますけども、私は、この問題については直接教育委員会のほうにも言いましたけれども、一向にそれが出てきませんので、何となくこれを蟹江町の読んでみますと、生活保護が停止または廃止された家庭、町民税が非課税または減免された家庭、個人事業税または固定資産税が減免された家庭、国民年金の掛金が免除または国民健康保険税が減額された家庭、児童扶養手当が支給された家庭、この中には児童手当は該当しませんというふうになっています。生活福祉資金の貸し付けを受けている家庭、保護者が失業対策事業適格者の手帳を持っている家庭または職業安定所登録日雇い労働者である家庭、このいずれかの条件に当てはまって、保護者の方の所得額が認定基準額を超過している場合は援助を受けられません。認定基準額は、家族の人数や年齢、お住まいが家持ちかそれともアパートか等のさまざまな条件により一律ではありません。そして、ずっとまだいろいろありまして、読んでみますけれども、何か受けられないような、わからないような方法が書いてありまして、私もいつも説明に困りますけれども、本当に受ける人を減らそうとした内容のものを送っているのか、本当に蟹江町で困っている人をしんから助けようと思って申請書を配られて引き受けていらっしゃるのか、私はちょっと迷うところでありますけれども、こういう問題はきちっと後々もわかるように、こういうふうに所得制限で示されたほうがいいというふうに思います。

先ほど質問しました、何人申し込みがあって、そのうち何人ぐらいの方がなったのか。特にこれは決算です。先ほど言いましたのはあれですけども、ことしなどは非常に申し込みが多かったのではないかと思いますけど、これは暮らしの面も含めてあったのではないかと思います。そういう状況もわかればお話をしてください。お願いします。

以上です。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

お答え申し上げます。

申し込みの関係です。この問題については、毎年こうやって問題を提起していただいております。それで、教育委員会として是正させていただいたのは、今まで各家庭へのこの就学援助のご案内を、いつもですと4月の広報、それからホームページ、それから入学説明会、そういうところでご案内しているよということで申し上げておりまして、ただ、たくさんのできるだけたくさんの方というか、学校に通っているすべての家庭にこういう制度があるよという、そういう知らせをとということで、実は昨年4月については、4月の学年だよりということで、そこですべての子供 子供たちというか家庭に行くように、こういう制度があるよということがわかるように、そういう是正をさせていただきました。

そういうことで、各家庭にはすべてこの就学援助の制度があるよということは知っていただいているというふうに思っておりますが、ただ、それによって例えば申し込み者がどれだ

けふえたですとか、そういうことについてはこちらのほうはやはり把握はしておりません。

ただ、現実的にこの決算の実績報告書を見ていただきますと、ちょうど70ページには小学校の例が書いてあります。ちょうど学用品費で171名の援助を受けている人がいると書いてありますが、大体こういう人数でご承知していただければいいかと思います。平成20年で171名、私の資料でいきますと、19年では156名、18年には127名という格好で数字で持っておりますので、実際には年々ふえている状況でございますので、ことしの21年についてもこの171とイコールかもしくはそれ以上の人が、実際にはこうやって援助という格好になっているかと思っております。

どのぐらいの方が何%ということをおっしゃいましたが、まず申請された方についてはほとんどであると考えていただければいいと思います。ほんの、本当に、私が記憶しているだけでも二、三例だと思えます。収入が多くて、私どもの積算する収入が多くて、これはちょっと収入オーバーですねということで難しいんだということをおっしゃったのは、ほんの二、三の例だったと思えます。あとは申請していただいたものの中ではほとんど承認しておりますので、そういう格好になります。

今承認と言いましたが、教育委員会の事務局のほうで受け付けて、実際には毎月行っております教育委員会でもってこのそれぞれの事例を確認して、収入等も確認して、こういう方たちが申請されました。どうでしょうかということで、審査して承認をしていると、そういう状況です。

それから、上限というか所得について、これも前から言われております。町としてどうして目安的な数字をやらないのかという、そういうことですが、これは何度も申し上げております。確かにその目安にはなりますが、家庭によってはそれによって、やはり若干違ってくるんですね、その計算の方法によって。それによって、いや、こうやって数字が書いてあったけれどもだめだという、恐らくそこまでのことはないのかもしれないけれども、そういうことも想定されるということで、やはりその辺は控えようということを考えています。すべての市町村が、じゃ、数字を示せというそういうことでは今のところはないと思っておりますので、この辺も実はいろんな団体のほうから、蟹江町の場合というか、どうやっているのかということは聞かれる場合がありますので、それも参考にさせていただいて、例えばある程度間違いないラインというものがあれば、それを皆さん方にお知らせしてやっていくと。

ただ、これも各市町村が違っておってはおかしいことなんですね。大体母子家庭で母一人、それからお子さんが2人という場合だったら、どのぐらいになりますかというのが各市町村で違っておってはいかんもんですから、その辺がベースを先ほど蟹江町は1.1ということですが、ベース自体は一緒ですので、生活保護基準でやりますので、それをきちんと出して、皆同じようになればいいんですけど、その辺がそれぞれのやはり家庭によって違ってくるといふことがあるもんですから、なかなか踏み切れないというところが私のところではあるん

です。ですから、その辺を理解していただいて、当然尋ねられればお答えするものですから、そういう格好でご了承していただければと、そんなふうに思っています。

以上です。

6番 林 英子君

今お聞きしましたんですけれども、他の市町村で合わせたほうがいいのかというふうにお思いでしたら、1.1を1.2にすべきではないかというふうに思います。ということは、この弥富でもそうですし、飛島でも津島でも愛西市でもそのように聞いております。ですから、そういうことをやっていただきたいということと、やっぱり蟹江町でも今実態を見られまして、先ほど私が言いましたようなリストラや急に倒産や、そういう中での、そして奥さんがパートにどうしても出なけりゃならないとか、母子家庭とか父子家庭とか、そういうのがふえてきているというふうに思いますけれども、その実態がわかればどのようなことが多いのか聞かせてください。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

最初、蟹江町の場合は1.1ということをお申し上げました。実際に正確ではないですが、以前、津島市については、私は1.0というふうに聞いてました。当初、津島市も1.2だったかもしれませんが、津島市はもう極端に多いんですね、就学援助をしている児童・生徒、家庭が。そういうこともあってか、この所得基準を1.0というふうにしたのかなと、それが見直されて今回ちょっと上がってるかもしれませんが、私の感覚では1.0と、そういうふうでした。

今の状況ですけれども、状況はやはり離婚されての母子家庭の方がもう圧倒的に多いということです。この制度自体もよく皆さんご存じということで、離婚されて間もなく教育課のほうへ申請されるという方が結構多うございますので、実態としてはやはり離婚された母子家庭の方が多いという、そういうことで認識していただければ結構かと思えます。

以上です。

13番 伊藤正昇君

13番 新政会 伊藤でございます。239ページ、野外活動センター管理費800万円についてお尋ねしたいと思えます。

実は、昨年7月25日、奥田議長にかわって野外活動センター親子キャンプに出席をさせていただきましたが、私も10年前、1年生議員のときに山田乙三議員と1年生議員と視察に行きましたが、10年間で樹木の大きさについては大変びっくりして、本当の森になったなという感じはせんでもないんですが、そんな中で、この野外活動センターは昭和56年3月7日、それから平成13年3月6日、20年間を一応一区切りで借りておるわけですが、当時は恐らく藤原町から借りておったのではないかなという感じはするんですけども、その後は13年7月7日から18年3月6日までの5年間も、これも藤原町じゃないかなと思うけど、それから18

年3月7日から23年、再来年の3月6日、この5年間はいなべ市だと思っただが、中里地区の管理地区委員会から貸借をされておるといことで、人数的にはどのくらい人数が毎年行かれるかお聞きしたいんですが、ことしに限っては大体800万円の1割で80万円ほどの収入があったということに書いてございますけども、これからこの野外活動センターを続けるのか続けないのか、また、ここ二、三年の状況、使用状況、5年生ぐらいの小学校がキャンプに行くととか、親子キャンプやるととか、それからここにも書いてありますけど、芋掘りやるととか、そんな程度で800万円という金を使っておるわけですが、実際には私の考えでは1,000万円は下らんじゃないかなと、いろんな生涯学習でも月に1回か2回は行かれると思うので、その辺のところを今のところは、使用の人数が町内はどのくらい、町外がどのくらい。

逆に言ったら、いなべ市に管理してもらって、町は借りるときに銭払ったほうがいいんじゃないかという、そういう感じもしないでもないですが。それは多少書いてありますけども、そのほかに時期的には寒いときにはほとんど使う用途がないもんですから、ここは。半年ぐらい使えりゃええとこかなという感じはするんですが、その辺も踏まえて1度。

生涯学習課長 川合 保君

使用人数であります、主要施策成果のほうで78ページのほうにあります、20年度につきましては町内が2,214名、町外が2,892名、合計の5,106名ということになっております。実際の使用のピークではあります、6月、5月から始まりまして10月ごろまでが使われる期間で、11月以降になりますとほとんどないような状態にはなります。ピークは、やっぱり夏場の7月、8月、9月ということになります。

それから、今後続けるかということですが、担当課としましては、今後も引き続いてやっていきたいなというふうに思っております。

以上であります。

13番 伊藤正昇君

それでは、この件については町長が本当に熱心にやってみえますので町長から伺いたいです、契約はまだ1年半残ってますけども、いろんなことを考えてみますと、更地に返すということになれば、検討して1年ぐらい前にはやらないかんとということで、担当でも結構ですけれども、その辺のところをどういうふうに協議されるのか。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

恐縮ですが、私のほうから、今のどういう形になってるかということをおし上げたいと思います。先ほど議員が言われましたように、実は今の契約期間というのが平成18年3月7日から平成23年3月6日という格好になっています。もうこれが5年間ということですが、実は去年の12月に、契約の相手方の中里地区の管理委員会の委員長さん、それからもう一方と一緒に、私とあと担当のほうで今後のことについて意見交換会と申しますか、そういうこと

をやらさせていただきました。

私どもは、教育委員会としては当然この野外活動センター自体は所管で動いておりますので、おっしゃっていただいたように、今はもう随分前と違って、本当に緑がすばらしく、今の季節はすばらしいと思っております。木々も大きくなり、もうキャンプ地としてはすばらしいところかなと、そんなふうに感じておりますけども、ただ、もうこうやって契約期間が来ているということもあって、実際には23年に仮に今後契約しないということになると、契約条項の中に更地でもって返却という、そういう格好になっておりますので、もしももう契約しないということになると、もうこれを実際にさかのぼって時間的な経過をずっといくと、ことしの12月の実は全員協議会のところで、各議員の皆様方に町としてはこんな考えを持ってるよということを引きちんと説明させていただいて、またご意見等をいただき、来年度きちんとした継続するんであれば予算等もきちんと上げていくという格好になってきますし、その辺のところでも今現在動いています。

私どもは、実は今まで5年間という格好で、今回の場合は5年間で今契約しておりますが、実は今後も教育委員会としてはずっとやっていきたいという考えはありますので、そうすると、例えば5年間5年間で継続するという格好になると、ご承知のように、施設自体は非常に古い状況になってますので、その5年間の更新であるということになると、その施設自体がなぶれないということかなというふうに考えてます。そうしますと、できれば10年間なら10年間スパンでもう一度考えていきたいと。そうなれば、何がしらの、例えば今一番困ってるのは浄化槽が困ってるんですが、浄化槽なりそれを整備すれば、それこそ訪れる方もやっぱり多くなるだろうということも考えていますし、施設の使用については格段によくなると思いますので、そういう意味合いで、スパン的なものを考えたい。

それから、向こうの委員会のほうに言わせていただいたのは、今実は借上料というのが一番当初は年間150万円であったかと思いますが、2回目のときは130万円でしょうか、今現在130万円という格好になってくるとと思いますが、その金額についてもできるだけ安価で何とか借り上げをしたいんだということで、こちらの提案としては、一つの案として100万円ぐらいのところはどうだろうかという、そういう案も提案させていただいております。

現在、中里のほうからの結果がもうこの9月、10月では来ますので、それをまた踏まえて12月のときに皆さん方にこの辺のことをご議論していただきたいと、そんなふうに思っていますので、よろしくお願いたします。

13番 伊藤正昇君

る説明いただきまして、ありがとうございました。

5,102ぐらいかな、その中で蟹江町が2,100人ぐらいで、あとはいなべ市の方に使っているということで、蟹江町が銭を払って使用料なんかはいただいておりますけども、1時間程度かかりますので、こういうレジャーも多目的になっていますので、1度、

町長と中心になってご検討をいただきますようお願いして質問を終わります。

以上です。

議長 大原龍彦君

審査の途中でございますが、暫時休憩といたします。

中村英子君より、体調不良のため午後1時から退席したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

また、吉田正昭君より、葬儀のため午後1時から中座したい旨の申し出がありましたので、許可をいたしました。

また、水野副町長も、町長の代理として葬儀のため中座したい旨がありましたので、許可をいたしましたので、よろしくお願いたします。

(「議長、私も葬儀のためお願いたします」の声あり)

山田邦夫君も、1時から葬儀のため中座したいということで許可をいたしました。

暫時休憩をいたします。

(午後 0時00分)

議長 大原龍彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長 大原龍彦君

教育委員会より昨日インフルエンザの報告がありましたが、その後の結果について申し出がありましたので許可をいたします。

教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。

インフルエンザ関係につきまして、きのうに引き続いて報告させていただきます。

きょうの朝の確認であります。蟹江中学校の3年D組が学級閉鎖としまして、給食をカットし下校させたところあります。D組につきましては、生徒数が38名1クラス、そのうち8名が発熱とインフルエンザで欠席をしておりました。この8名のうちインフルエンザA型と判定された生徒が6名おりました。発熱が2名ということで、6名足す2名で8名と。この3年D組のきのうの欠席状況はということを見ますと、インフルエンザA型と判定された生徒が2名おりました。発熱はおりませんでした。欠席はこの子だけと、もう一人、不登校ということでありました。きのうからきょうの段階で、インフルエンザが2名から4名ふえて6名になったと、発熱が2名ということで、きのうは3年F組のお話をしたんですけども、一気に状況が一晩で変わってくる可能性が十分あるなということは今認識をしております。

あわせて、町内の各学校の状況を今調べたところで整理をもらったんですが、あと蟹江中

学校でそういう気配と感じますのは、1年生でインフルエンザA型と判定された生徒が1名おりました。あとばらばらと発熱の生徒が6名ということで、この1名、インフルエンザA型と判定されているクラスにつきましては、あすどうなるかというところを見守っていききたいなということを思っております。

あと、きょう、蟹江北中学校が隣できょう文化祭をやっておりました。北中につきましては、きょうの段階で発熱が1名おって、あと学校全体で6名の欠席ということで、北中と蟹中を比べますと、北中についてはちょっと離れているというところなのか、今のところいいなということを思っております。

町内の5つの小学校につきましては見てみますと、蟹江小学校できょうからインフルエンザA型と判定された子供、児童5年生ですが、1名おりました、きょうから休んでおります。この1名は、実は3年F組、きのうお話しした兄弟でありました。あとのところで発熱は若干名ありますが、やはりきのうの段階でも少し町内の各小・中学校にお話をしたんですけども、兄弟関係もやっぱり関係をしてくるな、そういう点では意識してそういう見守っていかねえかなあかなということで、再度親御さんにもそういう注意を促していく必要があるなというふうに思っております。

あと4つの小学校につきましては、今段階でインフルエンザA型と判定された児童はおりません。ただ、これ見ますと、新蟹江が発熱が2名、これも学年違ってますので、あれですが、それから、あとのところは発熱も今のところ報告聞いておりませんので、そういう点でも小学校につきましても、やっぱり今週、そしてまた来週というあたりを十分注意をし、やっていきたいなということで思っております。

それから、蟹江中学校につきましては、来賓の先生方も皆さん方もご案内があるということをおもっていますが、きょうの段階で文化祭と体育祭の延期というのを文書を至急発送したということをおもいまして、ちなみに、蟹江中学校の体育祭であります、テストという期間もありますので、今の段階で10月7日、それから文化祭につきましては10月22日と大分遅くなりますが、学校行事とか試験週間とか、そういうあたりを勘案しまして、今の段階でとりあえずはそのあたりを設定して、お手紙を出したということをおもいまして、今報告で聞きました。

いずれにしても、またこの蟹江中学校につきましても、そのような延期でありますけれども、また状況について変化してくるかもしれませんので、そのときはまたお便り等を出していきたいなというふうに思っております。

それから、あと、町関係につきましては、副町長と申したわけですが、民生部長さんのほうから、あと若干お願いをしておきたいというふうに思います。

民生部長 加賀松利君

すいません。インフルエンザ対策で、副町長さんが葬儀のほうで出席されておりますので、私のほうから報告させていただきます。

今の蟹中の状況を受けまして、きょう、あすにでも町内のほうに回覧文書を回させていただきたいと思います。また、議員の皆様方には、またお知らせということで、7月下旬に出させていただいた同じようなものですが、回させていただく予定をしております。

今のところは以上でございます。

12番 山田乙三君

ちょっと差し出がましいんですけども、今、3年F組というのは富吉地区で2人新型インフルエンザというのを、私、情報をつかんでいます。そこにたまたま兄弟がみえまして、新蟹江小学校、その中で発熱というのは多分そのお二人が該当すると、そこで教育委員会としてはどうするかということですけど、間違いなくうつることなんで、先生のほうのご指導でちょっと休みなさいと、今はどっちかいうと、保護者に任せる状態なんで、それだともうどんどんふえていくような気がしないでもないですね。ですから、新蟹江小学校の今のお兄ちゃんが3年F組におられて、その弟さんが新蟹江小へ通ってみるんですけども、実は発熱と言われて、そう言われただけです。発熱あって父兄に聞きますと、熱があるよと言われただけで、休んでくださいと言われないで、もう少し踏み込んでやられると、もう間違いなくその子もインフルエンザかかると思います。そうすると、新蟹江も蔓延する可能性があるんで、その辺を1度お医者さん等にご検討されるような形のほうが、私は、差し出がましいんですけどもいいと思いますんで、ひとつご検討ください。

議長 大原龍彦君

以上で報告を終わります。

休憩前に引き続き、9款教育費、194ページから253ページまでの質疑を受けます。

9番 黒川勝好君

9番 黒川です。

197ページであります。携帯メール配信利用料といいますが、通信運搬費の中で、これは先日いただきました教育委員会点検評価報告書の中にもありますきずなネットということについて質問をさせていただきたいと思います。

小・中学校、今、保護者の登録者数が、これを見せていただきますと、七、八割ですか、登録をされておるように思います。そして、また、緊急情報配信状況ということで、内規により受信した不審者情報等の緊急情報は、その発生状況、日時、場所、内容等により3段階に分類して配信をしているということが書かれております。この3段階というのが、教育委員会と教職員というのが1つ、そして、また、その上に地域防災というのを1つ、そして、その上にもう一つ保護者というのを1つということで、この3段階に分類をされておると思うんですが、まず、1つ目として、発信元ですね、どこがいつも発信元でやられているのかということと、段階を3つに分けたこの分類の仕方ですね、どういう事例だと最初の教育委員会と教職員だけ、どういう事例になりますと教育委員会、教職員、地域防災、

保護者になるのか、その分類の仕方をわかる範囲でお答えください。

教育長 石垣武雄君

石垣でありますけども、このきずなネットのまず加入状況ですが、20年度が7割強ぐらいだと、7割5分かな、若干少なかったわけでありまして、21年度、再度登録につきまして学校のほうから登録してくださいというお願いをさせていただいて、若干8割ぐらいに上がっておるところであります。

それで、この3段階につきましてでありますけれども、まず、発信元ですが、うちの教育委員会です。原指導主事のほう、どうしてもいかんときは課長補佐ということで、教育委員会でそういう情報が警察とかいろいろなところから入ったときに、チェックをして流しております。

あと、3段階につきましては、これは十分しっかりお答えできるかどうかちょっとあれですけども、大まかな基準としましては、まず先生だけ、特に教職員ですので、というのは、指導で例えば名古屋のちょっと遠くのほうとか、町の海部郡から離れたところで起きた事例、これにつきまして先生が知ってもらって、そしてそれほど被害はいいだらうというあたりで、でも、そういう事件があるよということで流しております。離れた地域において発生したすべての事案ということですね。

それから、あと、この地域防犯と教職員という、これは両方ですけども、見守りもそうですが、特に下の一番下の保護者についてのことですが、これについては、実際に保護者も知ってもらって、学校も指導する、下校した、そして親御さんにも知ってもらおうというあたりの町内で起きたことで、配慮が必要であるということです。

あと、細かいこと、ちょっとごめんなさいね。それ次長に後でお願いしたいと思いますが、それから、もう一つ、子どもが基準にしますのは、事案でもいろいろあるわけです。声かけ事案というのがありますが、声をかけて、これは高校生に多いのかわかりませんが、そういう場合と、それからちょっと身体接触じゃありませんが、そういうに近い場合と、さらに無理やり連れて行ったとか、そういうようなABCじゃありませんが、そういう段階に応じてもこの情報を流す場合も、配慮をしながら、その都度都度検討して流しております。

もうちょっと詳しいことにつきまして、次長のほうから申し上げます。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

恐縮です。まず、教職員それから地域防犯、それから保護者へ発するメールです。それについては、どういうものが該当するかといいますと、基本的には蟹江町内において発生した身体接触、体に触った、そういう事案で、その当日にこちらのほうがつかんだ場合、そういう場合に、教職員、地域防犯、保護者という格好でメールを配信します。

それから、教職員それから地域防犯ということですが、こちらのほうは、これも町内ですが、町内において発生したすべての事案なんですけど、ただ、当日じゃなくて翌日等に実際こ

こちらのほうが把握したものについては、教職員、地域防犯という格好でやっています。

教職員と教育委員会ということですが、これは隣接地域において発生したすべての事案について教育委員会と先生方には知っておってもらおうと、そういうことでそういう3つに分けてやっております。

以上です。

9番 黒川勝好君

今聞きましたけれども、教育委員会、教職員クラスといいますが、その辺のレベルですと、やはり町外のものが多いと。あと下2つは、町内でいろいろ差があるんですが、私は聞いたんですが、これは保護者になるんか地域防犯やってみえる方かな、7月3日の日に皆さんまだ覚えてみえると思うが、須成の郵便局で窃盗が 窃盗ですか、あれ盗みですか、あったと思います。14時45分に事件が発生をして、配信されてきたのが16時58分だと、ある方に見せていただいたのがですね。もう一つのあれ、8月20日ですが、これは西之森でひったくりがあったということで、発生したのが15時20分で受けたのが18時08分ということで、非常に事件が起きてからの配信の遅さを思うわけですね。私、今聞いた発信元はどこかと聞きましたところ、教育委員会のほうから発信をしておるということですが、どうしてこれだけの時間の差が出てきてしまうのか。やはり事件発生したなら、すぐに発信をできないのか、その辺の何か理由がございましたら、お願いをいたします。

教育長 石垣武雄君

ありがとうございます。実は、まず私の承知しておるところで、まず7月3日の件をお話をさせていただきたいと思います。これは、須成郵便局、ナイフを持って襲ったという事件であります。実は、これを私ども教育委員会が知りましたのは、須成の地区にお住まいの方から電話が入ったということで、そして、あと須西小学校の校長先生が下校の時間に当たっていると、どうもおかしいということが入りました。蟹江警察にこういうことが入っているがどうなんだということで問い合わせをしました。どうしてかといいますと、このきずなネットは、基本的には私ども知ることができませんので、警察とかそういうようなネットとか何か流れてきます、ファクスとかいろんな面で。それを精査して流しておるところです。発信元が実はそういう、配信するのはうちでありますけど、どこか受ける場所が必要なんです。蟹江警察署にお聞きしましたら、その事件については細かいことはまだ流せれないと、ここで話ししていいかわかりませんが、そういうお話があったわけあります。

いろんな形で、こちら情報も流している最中に、これは読売だったかな、ホームページではありません。インターネットでこちらが見つけたんです。読売だったね。読売のところにお聞きしたら、そのことをこっちは流したいもんですから、そしたら、それは警察に確認してからにしてくださいと、これは聞き取り情報ですということをおっしゃられた。うちは聞き取りもなかなかできませんので、再度警察にかけまして、ですから、いただいた、出とったそ

の資料を電話で警察にこういうことというふうになってるが、どうですかと再度確認をさせていただきます。そして、そうだとされて配信をしたと。そのために、その時間が2時間、3時間遅くなったということでもあります。

これにつきましては、今の小さな事件であればいいけど、大分これ大きな事件でありました。しかも刃物を持っていたということもありました。でも、それは後でわかったわけですが。そういうことから、町長にも相談、報告を申し上げて、町長と私で実は蟹江警察に、この後、この日ではありませんけども、申し入れをしにいきました。そして、特に町内にかかわる、こういうような子供とかあるいは町民にかかわる、こういう安全のことを考えていったときに、そういうことがこれは早急なんだと、緊急なんだと、そういうあたりですぐに教えてほしいということを申し上げました。

その後、署長がそのあたりについてやっていくということで、でも、これは教育委員会に実際は来なずに、町内のことということで総務のほう、総務の秘書のほうへ、町長つきのところ蟹江町あてということで来てまして、その内容から子供とかそういうことにかかわることにつきましては、教育委員会が再度それをいただく。それについて再度、こちらが確かめをしたり、あるいは時には聞きに行く場合が、それはこの前、署長と話をしたところでありますが、とりあえずはそういうようにちょっと情報が入るようになったということで、黒川議員のおっしゃるとおり、私どもも安全を考えてすぐに流したい、注意を促したいと思っておるわけですが、そういう事情があったというところで、その点について私どもも警察へも申し入れをして、これからさらにいい形で進めていけたらと思っております。

以上です。

12番 山田乙三君

新政会 山田乙三でございます。

207ページの教育振興管理費2,169万8,429円ですかね。その中で報償費ということで、1、部活動の奨励講師報償金ということで、お尋ねというか、確認をしていきたいんですが、こちらのほう実績報告書では70ページの上のほうに出ております。1つ何が言いたいかということですけども、以前も言いましたけれど、蟹江中学校においてはプラスバンドの方が非常に熱心に夜遅くまでやっておられる。これ熱心に夜遅くても、春夏秋冬、特に冬の寒いときでも9時過ぎまで、ですから、生徒がおれば当然先生もおられるわけですね。

それから、一方、私が知ってる範囲では、柔道を民間の方に柔道6段の方が週に何回か出向いて中学生に教えておられる。そういう方々からのお声も聞きますけれども、一生懸命やるとると、そういう中でやっぱり全国大会だなどしみじみ思い、その中に先生もおられるわけですけども、先生も部、クラブの監督というのか部長というのか、持っておられると、土曜日、日曜日あるいはもちろん学科が終わってからも、下手すると9時過ぎまでやっておられるわけですね。その辺になってくると、普通の先生、何も持っておらない先生と持つ

ておられる先生との残業というのは、多少つくのかつかんのか、それとも報償金の中に入るのか、何かしてあげないと不公平といいますが、その実態はつまびらかに聞くわけにいきませんもんですから、こういうところでお尋ねするんですけれども、どうなんでしょうか。

非常に熱心だなと、頭が下がるな、私の身内にも子供3人あって、野球部の監督というのが、土曜日も日曜日もあらせし、例えば夏で暑いときで対外試合になれば、当然子供にアイスクリーム食べると言えば、持ち出してやっとなる実態なんですね。個々に言えば切りがないですけれども、そういう教育熱心な先生のほかにクラブもやりながら、生徒を土日、対外試合、これはまあ蟹江中でいえばプラスバンドの人が9時過ぎまで、これはいかんじゃなくて、非常に頭が下がる思いなんですけど、その辺の実態をお聞かせ願いたいと思いますけども。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

じゃ、私のほうから、また十分でないところは教育長にフォローさせていただきますが、まず、部活動のこの報償金のことをまずご説明申し上げたいと思います。これは、県の補助金が実は絡んでおります。実際には県の補助金が毎年見直しもあって、年々少なくなっている状況の中で、町のこうやって報償金もそれに並行して少なくなっているという、そういう状況です。現実には各先生方に行くお金というのが、単価では500円単位の話なんですね。500円単位で本当に数時間のお金でもってしか支給されてないという、そういう状況です。これは中学校でも当然そういうことですし、小学校については県の補助金もありませんので、中学校の先生のその大体7掛けぐらいの金額でもって先生方に行くという格好になりますけれども、実態は議員がおっしゃるとおり、相当な時間数をそのクラブ活動に強いてみえると思います。

基本的には、中学校の部活動というのは、土日もすべてということではなくて、一応ルールとしては土曜日か日曜日、特に日曜日はもうお休みしましょうねというのが基本的なルールでございますけども、でも、まあ対外試合ですとか、そういうことがあると、外へ出たりだとか、そういうことがありますので、日曜日なんかも当然出てみえると思います。

ただといいますか、この間も実は、選手派遣の関係の補助金のときにも申し上げましたが、各学校というか中学校は、季節によって部活の時間が決められてます。今はまだどうでしょうか、6時近くまでは部活の時間だと思いますが、冬ぐらいになると、もう暗くなりますので、4時半までという格好になりますね。ところが、やはり部活によっては、それを越えてやってるとい、それも先生方の熱心さということも当然ありますけれども、そうやって吹奏楽に限らずだとは思いますが、特に吹奏楽なんかは本当に越えてやってみえますので、その辺のところ、それがいいかどうかというのがまた学校の中ではいろいろとありますけれども、ただ、実態としては確かに先生方は本当に多くの時間を割いて部活に、子供たちの部活と一緒にやっていただいとるもんですから、私どもとしましては、本当に感謝して

いる次第です。

言われました残業ですとか、そういうのはもう一切先生方にはないです。

12番 山田乙三君

12番 山田でございますけれども、ですから、いろいろと議論を見るところなんですね。例えばきょうのテーマまでは掘り下げて言うつもりはありませんけれども、全国大会に行ったというのは、私は蟹江町の名前を本当に全国に売っていただいたな、その全国大会に出る技量といいますか、努力というのは並々ならぬものじゃない。口で簡単にどうだこうだ言って、あの子たちばっかええわなという、その裏には本当に血のにじむようなというのはちょっとオーバー過ぎますけれども、やっぱりまじめに真摯に練習を春夏秋冬やっておられる。ですから、私は何かの形でしてあげたいという気持ちはいまだに変わりません。そういうところで議員の皆さんみえますけど、そういう実態もあるということと、民間から柔道を教えておられる講師の方もおみえになられる。こういうのが相まって蟹江町を全体をよくしていくんだという思いが強いもんですから、今つまびらかに実態をお聞きして、ほとんどは先生が生徒に教えた後に、情熱を傾けられてやっておられると、重ね重ね本当に感謝申し上げる次第ですけれども、教育委員会としては温かい目で、いろんな面で多少そういう補助的なものができるようなことがあるとするならば、少し目を開いていただくようなご検討をお願いしたい。

以上でございます。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。ページ数で申し上げますと249ページ、実績報告書では79ページになりますが、町民プールの借上料といいますか、保険料といいますか、借上料も含めてですが、伺わせていただきたいと思えます。

それで、実績では大人が400名、子供が1,450名で28日間と、こういうことのようにございますけれども、私は、町民プールをつくれとは言いませんけれども、少なくともこの町民プールの事業をもう少し長期にわたってやるようにしてはどうかということをおもうんです。大人の方が400名行ってみえるようですけれども、もう少し延長すればもっとふえると思うんです。なぜかといいますと、お年寄りの皆さんが多く行かれています。泳がずに歩いて、中を歩いていらっしゃるようですけれども、これが非常に足腰の悪い方にいいようですね。お医者さんに勧められて、そういうことをやっていたらいい方が結構あるようございますけれども、つまり健康推進事業の観点からももう少し延長させてやってはどうかということをおもうんです。28日間では、本当短いと思うんです。そういう腰の痛みを治したり、足の痛みを治したり、足の痛みは特にひざについては足湯もあるようですけれども、プールもかなり役立っているようなんですね、温泉プールも。そういう点で、もう少し延長してはどうかというふうにおもうんですけれども、いかがでしょうか。

生涯学習課長 川合 保君

プールの期間の延長でございますが、こちら今、ケーニーズのほうのプールをお借りして、ケーニーズのほうのあいている時間帯というところでお借りしている状態でございます。できましたら、うちのほうも延長をというか、日にちをふやしたいというふうにも考えてはおりますが、実際のところ、昨年度より人数のほうも、この20年度も200人ほど減ってるような状態でありまして、その期間をふやしていくというのもちょっと考えたものもあるのかなというふうに逆に思ってるようなところです。実際ことしにつきましては、さらに300人ほど減ってるという状態でありまして、それも考えますと、一概にふやすというのもどうかなというふうに考えております。

以上です。

7番 小原喜一郎君

これは期間を短くするということもあるんで、つまり行ってもすぐ終わっちゃうわけですから、健康のためにということを目的に使われる人でも、魅力が失われるわけですよ。子供たちはいいんですよ、各小・中学校にプールがありますから。子供たちが行くのは、学校のプールが掃除やなんかのときだとか、お休みのときに行くわけですし、家族と一緒にいく場合もあるようですけれども、そんなことなんですけれども、問題は大人なんです。大人の皆さんの健康を推進する健康事業という点でいうと、一方ではやっぱりそれだけ、私は半年ばかりのべさんへ通ったことがあるんですけども、通っている皆さんの中でもプールへ行かれとる皆さんがありました。やっぱり28日間ぐらいでは、行ってもそう価値がないんですよ。だから、せめて半年ぐらいできないかなと、ないしは三月ぐらいかね。健康事業として位置づけするならば、28日では足りない。もうちょっと長くしたほうがいいんじゃないかなと、こんなように思うんですけども、そのことによってまた利用者もふえるということがあるわけですよ。今は中途半端なもんだから利用者が減ってくと、こういう傾向にあるのではないかと、このように思うんですけども、もう一度聞かせていただきたいと思うんです。

教育部次長・教育課長 伊藤芳樹君

実は、この町民プールにつきましては、議員もご承知のとおり、もともとが尾張温泉のプールを利用させていただいて、ずっと町民プールという格好でやらさせていただいていたものです。ところが、尾張温泉のプールのその機械自体が非常に老朽化ということもあって、それを直しては直してはということになると、非常に大きなお金がかかるということもあり、尾張温泉のプールについては断念したという、そういうことで民間の蟹江本町のケーニーズさんと交渉して、できるだけ安価にということで、今回というか、この3年間ずっとやってきたわけです。ですから、当初の感覚といいますか、それはあくまで夏に限ってという、そういうような感じで町民プールを開催しておりましたもんですから、このケーニーズの町民

プールについても同じような感じで思っております。

健康管理という格好になると、それこそそれをやろうとすると、もう1年間のことになってくると思いますので、それはそれでまた別の考え方でそこそこ考えていかないと、今の私ども生涯だけのことでありませので、それはちょっと難しいのかなというふうに思っています。

以上です。

7番 小原喜一郎君

私は、もし今別の観点から健康事業としてということではプールの利用を考える場合に、別の観点からということだということなのかわかりませんが、とにかくお医者さん方からはプールの利用というのは、プールの中を歩くだけでいいんだそうです。いいんだそうで、これはそういうことからいうと、健康事業を推進してそちらのほうで医療費を少なくしていくということも考えられるので、単にそれは教育課だけのことじゃないというふうに思うんですけど、できればこの保健センターの所長さんには見えなようですので、意見も承りたかったわけでありませけれども、そういう観点から、町長さん1遍検討をしてみたいというふうなことはならないでしょうか、伺います。

町長 横江淳一君

この町民プール借り上げ事業につきましては、今、担当が説明をしたとおりでありまして、数年前までは尾張温泉のプールを借り上げまして、1,000万円ちょっとのお金を使っておりました。その1,000万円ちょっとの金を使っているのが悪いということではありませ。やっぱりアウトドアで遊ぶ子供が年々少なくなっている傾向にどこもありまして、どこの市町村もテーマパークへ休みになると行ってしまつと、地元のプールにはなかなか子供が集まらないという状況がその当時もあったやに思っております。撤退した理由は、先ほど申し上げたとおりでありまして、ろ過装置の老朽化とそれから施設周辺の老朽化が原因であります。

そんな中で、ケーニズさんをお願いをして、あいてる時間もしくはその中でも若干使える時間を期間を決めてお願いをしたということで、今3年間済んだわけでありませますが、実はちょっと意外な結果でありまして、一時はふえたんでありませけれども、また今年度実に非常に天候の状況なのかよくわかりませませんが、分析をしてみなきゃわかりませませんが、先ほど担当者が申し上げましたように、200人ちょっと少ないんですね、実は。これが期間の問題なのか、それとも場所的な問題なのか、それとも料金の問題なのか、中身の問題なのかを早急に、来年度も健康事業についての当然我々考え方がありませし、お年寄りの方からは大変喜ばれているということも十分承知いたしておりますので、原因追及をいたしまして、できるだけケーニズさんのほうにも、使い勝手のいい時間をあけていただいてやるという方法もとれないことはないと思うんですけど、ご案内のとおり、あそこは契約でずっと僕も実は会員になっていたことがあったんですけども、その方がやっぱり優先になりますので、そうい

うことを思うと、そこの兼ね合いがどうなのかなということをも多分心配している向きも実はあります。ですけども、これは来年度に向けてきちっと分析をさせていただき、きちっと検討させていただきたいと思っております。健康の増進の点でも、当然これもあわせてやっていきたいと思っております。

以上です。

9番 黒川勝好君

9番 黒川です。実績報告書の82ページであります、小学校の概要ということで、舟入小学校について質問させていただきたいと思っております。

地元の吉田議員がお見えになりませんので、多分吉田議員も心配されとることだと思っております。私質問させていただきますが、これを見ますと、全校で90名ということで町内一番少ない生徒数になっております。いろいろ以前からこの舟入小学校につきましては、賛否両論いろいろございまして、町長も答弁の中ではやるのかやらんのか、このまま進めるのか進めんのかというのもよくわからんであります、学区の編成とか地域的なものもございまして、いろいろ舟入小学校というところは難しいところであると思っておりますけども、私、これ最後の1問しか質問できませんので、あれですが、まず、これからの児童数が舟入小学校の場合どのようになっていくのか、わかる範囲でよろしいので教えていただきたいと思います。

そして、私も、これからまたタウンミーティング、町長やられると思っておりますけども、毎年、舟入のほうにもタウンミーティング行きますと、常にこの舟入小学校の問題も出てきます。学区を見直したらどうか、あそこは宝地区ですか、宝地区の1号線をまたいで来るのは危険だからどうのこうのと、いろいろ理由をつけてなかなか舟入小学校に行きたがらないと言うと語弊があるかもしれませんが、そういうことで、きちっとした学区もどうも区割りも舟入小学校と蟹江小学校が矛盾しておるところもあるように聞いております。そういうことで、今後、推移を見て町長も決断をされると思っておりますけども、舟入小学校をどのような形で今後運営をされていくのか、町長の意見のほうもよろしくお願いをいたします。

教育長 石垣武雄君

舟入小学校の問題につきましては、議員の皆様方にいろいろご心配をおかけしております。特に地元議員の吉田さんは、きょうお見えでありませんが、これは蟹江町のそういう学校、教育委員会については町全体の問題かなというふうに思っております。この前もお話を申し上げたところでありますけども、教育委員会につきましても、今そういう話し合いをしております、教育委員さんたちにもご意見をいただいているというところで、まだ実際に、じゃ、どんな形ということは出ておりませんが、今後また考えていきたいというふうに思っております。

現在の舟入小学校の児童数ですが、これにつきましては、ことしはご存じのように男ばかりが9名おりました。今、推移で見ますと、21年度のお話をさせていただきますと、本年

度につきましては、ことしにつきましては、これは9名が入りましたので90名ということで、21年度と今と一緒にですね、これは20年度の児童数、来年度の児童数は16名と聞いております、男8名、女8名と。卒業生が18名ということですので、若干減っていきます。80名台に入っていきます。あと、その次の年が16名ということ、その次が7名ということ今あります。もう少しまだ具体的な資料があれですけども、2けたがちょっと続くんですが、その後のところで1けたになると、今回、今1年生が9名ということでありました。2けたが2年ほど続きますが、また1けたになるということで、これはやはりどんなふうにしていくかということは、前々から私も宿題にいただいておりますが、考えていかななくてはならない問題だな。でも、すぐにこれを答えを出すというのはなかなか難しいことだというふうに思います。そういうことから考えまして、いずれかの機会に何らかの委員会とか、そういう場を設定する必要もあるかなということは考えております。

以上です。

町長 横江淳一君

今、教育長から話がありました。この三、四年の推移は今ご説明を差し上げたとおりであります。ただ、ここへ来てちょっと明るい話題になるのか、なっほしいんですけども、舟入にあります神明社のすぐ下の舟入の児童遊園があった土地を地元の方が返却をしてほしいということでお返しをして、今年度多分もう整備が終わるんじゃないかなと思うんですけども、住宅用地として今16戸のアパートができたやに聞いております。そこにまた新たな人がそこへ住んでいただけということになれば、当然、本当に少ない人数ではありますが、そこでまた実際その地域が活性化するんじゃないかな、これは区長さんの報告を受けまして、実際現地を私も見させていただきました。大変良好な環境が保たれておりまして、こういうところが、きょう吉田議員おりませんので、詳しい話を多分彼も知ってると思うんですけども、非常にいいことだなと思っております。

ただ、それだけではこの地域がどうだということになるというわけにはまいりません。先ほど来、通学区の区分の問題等々もありますし、これは、まず地域の議員の方、それから区の方、当然タウンミーティングのみならず、非公式でもいろんなお話を今やってるわけですが、議論がやはり2つに分かれてるのも事実でありますので、いずれかはこれ決断をしないといけないときが来るかもわかりません。

ただ、一応校舎の耐震の予定も決まっておりますので、これもちょっと時間をかけてやらなきゃいけないのかな、ちょっと時間がかかるかもわかりませんが、いずれにしても、議員の皆様方にもしっかりとご説明するときに来るとは思います。もうしばらくお時間をいただくとありがたいと思います。

以上です。

議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、9款教育費を終わります。

続いて、10款公債費、11款予備費、252ページから253ページまでの質疑を受けます。

(なしの声あり)

質疑がないようですから、10款公債費、11款予備費を終わります。

以上で認定第1号「平成20年度蟹江町一般会計会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 大原龍彦君

日程第2 認定第2号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは258ページから290ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。総括的な質問ですので、ページ数は申し上げません。総括的な質問だけを行わせていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計では、実は翌年度繰越金が2億3,614万9,743円、支払準備基金が1億788万4,023円、それと収入未済額が6億185万1,623円、収入未済額も未執行分でございますので、そういう点でいうと、これ合計すると9億4,000万円にもなるんですね。私は、この収入未済額が全部歳入にこれから見込まれるというふうには言いませんよ。言いませんけれども、圧倒的な部分が入ることが予測されることがありますので、つまり未執行部分として一応算定すると9億円になるわけですね、9億円余に。ちょっと計算間違えています、私が。

それで、被保険者人数でいいますと1万ちょっとですよね。世帯数でいえば5,800くらいですか。1世帯当たりになれば、これ相当な減額ができるんじゃないかと思うんです、国民健康保険税の。1人当たりにしても、多少残さなきゃいけないので、しかし、五、六万くらいはできるんじゃないかと思うんですけれども、無理すればですよ。しかし、5万円くらいはやれるな、など思ったりなんかするんですけども。そういうふうになれば、逆に滞納部分の改善にもつながるのではないかなと、そうすると一層全体としての資金繰りや執行の状況がよく回転するようになるのではないかなと、こんなように思うんですね。かなり高く払えないという声は強いわけですから、私が相談に乗る多重債務もそうですけれども、生活保護もそうですけれども、そのほかのいろんなそれに類する相談が非常に多いんですけども、その方々は、ほとんどやっぱり営業のことについても相談を受けることあるんです

7番 小原喜一郎君

収入未済額の圧倒的部分は現年度分でしょう。できたら、現年度分と過年度分と聞かせていただくといいと思うんですけども、とにかくこの6億円、これだけ残しておいて、なおかつやれとるわけですよ、何とかやれてきておるわけ。だから、そういう点ですと、少なくとも私が言う1世帯5万円といかにしても、二、三万円だとか、1人当たりになれば1万円だとかいうふうに減税をして、いや、そうすることによって気軽に納められるような内容の国保税になってくると、納めていただけることはあり得るわけですよ。高く払えないと言ってるわけですから、そういう高い国民健康保険税という感覚を失えれば、これは払っていただけるのではないかなというふうに私は思うんですよ。

今の国保会計の状況からすれば、1人当たり1万円だとか、1戸当たり2万円だとか3万円だとか、それほど大変なことにはならんと思うんですよ。だから、今の情勢に照らしてみても、その辺のところは、これは検討してみる必要があるのではないかなと私は思うもので、具体的提案をしているわけですけども、どんなものでしょうか。建設的野党だから建設的な意味で提案をしているわけでありますからね、聞かせてください。

民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

まことに申しわけございません。決算書の266、267ページをごらんいただきますと、自慢しているわけでも何でもないんですが、収入未済額のほとんど大きなものというのは、一般医療給付費分の滞納繰越分2億2,900万円、その下が介護納付金分の3,570万円、もう少し下に下がっていただきますと、退職医療の関係で1,400万円ですとか156万円とか、ほとんどがこの滞納繰越分でございますので、先ほど申し上げましたように、滞納分については大体7,000万円弱収入しておりますが、現年度で見えますと、この一般医療費分だけでももう8,200万円ほどの収入未済が出ちゃっております。ですから、実質先ほど申し上げたように、今イタチごっこという表現が適切かどうかわかりませんが、いただきながら、また新しい滞納が生じてしまっているというのが現状でございます。

そういった中で、これを財源にカウントされるのは議員のご自由でございます、考え方としては、私どもとしては、現実的にこれはもう除外せざるを得ない状況で保険では算定させていただいておりますので、またいろいろ研究はしております。

また、低所得の方につきましては、6割、4割の減額というようなこともやっておりますので、全然減額せずに高い保険料を誇ってやっておるわけでもございません。できる限り低所得の方に対しましても、配慮しながら納得いただける保険料設定ということで努めてまいっておりますので、研究をしないわけではございません。今後もまたいろいろ勉強、研究させていただきながら、できる限りの保険料低減に努めていきたいと考えておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

(「収入未済額の現年度分は」の声あり)

すみません。267ページの上のほうになりますが、一般医療費の現年課税分のところの右側、備考欄のすぐ隣になりますが、収入未済額というところでも現年の分で8,251万3,321円、後期高齢者の支援金も現年分で1,985万3,395円ということで、そういうふうになります。その2つほど下にいきますと、一般医療費分の滞納繰越分でまだ収入未済額が4億2,949万8,650円というふうになっておりますので、これはカウントしないほうが私どもとしては現実的だというふうにお答えさせていただきました。よろしくお願いたします。

7番 小原喜一郎君

ですから、例えばこの内容を見てもみますと、合計してみんとわかりませんが、しかし、少なくとも現年度分はこの一般医療給付費でいえば5億1,461万円でしょう。それから後期高齢者でいえば1億2,748万円でしょう。一般介護でいえば7,468万円でしょう。現年度分が圧倒的に多いんですよ。だから、入ってくる可能性は非常に高い部分ですよ、現年度分はね。ずっとさかのぼった過年度分はだめ、なかなか大変ですよ。だけど、現年度分は入っただけの可能性、入れていただける可能性は高い部分ですよ。そういう点を考えると、そういう余地はあるかと、一遍その辺のところを考えてみる余地はあるかと私は判断するの。だから、もうそれ以上は言いませんけれども、とにかくこの検討をお願いしたい。

以上であります。

議長 大原龍彦君

他に質疑はないようですので、以上で認定第2号「平成20年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 大原龍彦君

日程第3 認定第3号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは294ページから302ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第3号「平成20年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 大原龍彦君

日程第4 認定第4号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは306ページから314ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第4号「平成20年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 大原龍彦君

日程第5 認定第5号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは318ページから326ページまでです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第5号「平成20年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

議長 大原龍彦君

日程第6 認定第6号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは330ページから350ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

6番 林 英子君

介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について、この中身ですけれども、先ほど国保でもそうですけれども、蟹江町は繰越金が2億2,400万円、そして基金としても1億1,000万円以上残しております。こういう中で、本当に皆さんのための介護ができていますのかな、介護保険料については3年ごと3年ごとの見直しです。先日、この間も言いましたけれども、これは藤丸の方ですけれども、手紙が来ております。介護保険が高くて払えないと、そういう手紙が来ました。なぜこんなに介護保険が次から次とふえるのか納得できない、そういうお

手紙でした。

私は、愛知県のこの保険料区分段階の保険料率の一覧を持っております。多分齋藤次長もお持ちだというふうに思いますが、私は、今度の一般質問の折には、段階を設けるように、もっと細かく設けるように言いました。蟹江町は200万円以下と200万円以上ということで、もっと区分をして500万円以上、700万円以上、1,000万円以上という段階をもっとたくさんつくってやらないかというふうに私は言いました。そして、今度はこれは決算ですので、このことについてすぐどうということではないけれども、3年に1度は早いです。もう今までで、これで4期分が言われておりまして、蟹江町では一番初め2,820円が2,700円になり、3,000円から今度のときは3,500円になりました。だから、こういうことはすぐ来ますので、計算ができないのではなく、今から蟹江町の実態をつかんで、本当に500万円の人が幾らか、800万円の人が幾らか、1,000万円ならどうなのか、そうすることによって、3の基礎や4の区分の人、5の区分の人がどのような保険料に変わるのかもきちっと計算できる時間がありますので、今度の折には、他の自治体とあわせて、今は61になり、ことし、来年の3月にまた減って60の市町村になると思いますけれども、その中で蟹江の実態がどうなのかということがそのときにはわかると思いますので、今から土壇場になって、いや、蟹江町は6区分でいくとか、そういうふうではなく8、津島のように12までとは言いませんが、せめて9までの区分にしたいなというふうに私は今から課長に、次長に要求をしていきたいというふうに思います。そうすることによって、介護保険料の滞納も少なくなると思うし、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

そういうふうに区分をするつもりはないのでしょうか、お聞きをします。

民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

この第4期の保険料をお示した3月議会でもいろいろ林議員からご質問をいただきました。その折もお答えしたとおり、多段階にすると基本的な保険料自体は上昇する傾向にあるというふうに申し上げました。ある団体の実態を見てみますと、そういうふうになっておりますので、これは間違いないと思っております。

私どものほうは6段階にはなっておりますけれども、実質的には1段階ふやしておりますし、基準の第4段階の一部の方につきましては、15%オフという格好でやっております。それから、第1段階、第2段階につきましては、基準0.5のところをさらに半額の0.25というふうにやっておりますので、低所得の方に対しましても十分配慮をしているものと思っております。

ですから、介護保険料が高くて払えないと言われる方、本当にいるんでしょうか。私は、月額基準3,500円で、また0.5、そのまた0.25になった保険料が1カ月で払えない方というのは、本当にどちらに見えるのか、1度お連れたいと思います。ゆっくりお話をさせていただきたいと思いますので、どのような状況なのか、私ども想像ができないんですよ、

実際の話が。私ども先ほど言いましたように、十分に配慮した保険料の設定で、また保険料3,500円基準にいたしましても、十分これは県内でも低廉なほうであるというふうに自負しております。

ですから、こういったことを配慮をいたしまして、この3年間はやらせていただく。そしてこの3年間のうちに、多段階にするのかどうか、これを十分に見きわめて、今後検討していくよというふうにお話をさせていただいたつもりでございますので、ここで改めて決算の場で来年、次回、3年先の話をさせていただくのも私はちょっと何かなという気がしないでもないですが、十分検討はさせていただく予定をしております。よろしく願いいたします。

6番 林 英子君

じゃ、私は、これはもちろん本人の書いた手紙ですので、読まさせていただきます。

前略、日ごろお世話になっております。1度お聞きしたいと思って一筆したためます。先日、21年度の介護保険料額決定通知が来ました。今年度改正された表が入っていましたが、全額が相当額ふえておりました。私どもの年金は、毎年ふえるどころか減る一方なのに、見直しとはいえ、増額されるのは納得いきません。介護保険料は、40歳以上の人が支払うことになっているのはやむを得ませんが、普通のサラリーマンで年500万円から1,000万円、またはそれ以上の年収の人は幾ら払っているんでしょうか。少ない年金受給者から増額されるのは納得できません。よろしく願いしますという、これは21年7月に手紙が寄せられています。

しかも、この繰越金が2億2,000万円も残って、でも高いから何とかしてほしいという、私はこの人と余り常日ごろ会ったことないけれども、来たというふうに思います。だから、決して払いやすい介護保険ではないし、しかも年金は減る一方ですし、今、後期高齢者も入るし、この10月からは住民税も年金から引かれるという、そういう方たちの立場に立てば、本当に年金は減るし大変な生活が強いられているというふうに私は思います。

これでそういう矛盾も含めて、今度言います後期高齢者もそうですけれども、もうやめてほしいという意見が出るのは当然だというふうに私は思います。介護保険料が決して払いやすい金額ではありません。もううちも本当に困っております。だから、そういうことも含めて、じゃ、1遍その段階の研究をされたのでしょうか。今、蟹江町が6段階になっている。これ他の市町村は500万円や1,000万円、400万円のところがずらっと並んでおります。

それから、一番、齋藤次長が言われたのは、7段階が8段階になってる。当然のことです。蟹江町は6段階が7段階になっているというのは、蟹江町だけが特別なことをやっているわけではありません。愛知県の中ではそのように全部、全部とは言いませんけれども、やるところはほとんどです。ですから、蟹江町の4段階のところの基本のところ0.85入れたので、本当にそれは悪いことではないし、私もいいことだというふうに思いましたけれども、この表を見てもみると、蟹江町1つがやっているわけではありません。もっともっと細かく

皆さんに介護保険が払いやすいように、こういう悩みの手紙が来ないように生活をしたいものだなというふうに思います。

1期、2期、3期、4期やってきて、ずっと依然としてそのように思います。今度5期のときには、私はここにいるかいなかわかりませんが、住民の立場に立って頑張っていたきたいというふうなことをお願いして終わります。

議長 大原龍彦君

他に質疑はないようですので、認定第6号「平成20年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長 大原龍彦君

日程第7 認定第7号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは354ページから362ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑はないようですので、認定第7号「平成20年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長 大原龍彦君

日程第8 認定第8号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは366ページから380ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

12番 山田乙三君

375ページです。備考欄の8、時間外勤務手当97万4,000何がしということですが、来年度、下水道課と水道課が統廃合されると、こういうことありますし、またご存じのように、一部供用開始が始まると、こういうことですね。それから、下水道に関しては、大分ほとぼりは冷めましたけれども、総論100%賛成に近い形だったのかな。これから接続率、加入に向けて下水道課の皆さんが本当にねじり鉢巻きで頑張っていていただく。言うなれば一般会計にも及ぶという、こういうような短絡的な言い方ですけども、そういうことがないようにとい

うことで、これから本当に昼間行っても見えない。そうすると、夕方となりますね。これは間違いのないあれですが、それが現在のところ、20年度は97万円の残業なんで、これは必要なものは残業は結構なんですけれども、ここで1つご提案申し上げたいというか、ご意見申し上げたいのは、これはひとつフレックスタイム制を導入していただく。夜、昼間行ってもだれもおられない、どうしても夕方になる。健康面も含めて、こういうことを思い切ってやっていただけないかな。

次には、ご存じのように、高浜市、市ですけども、人口は蟹江町とほぼ同じような形で3万6,000人前後だと思いますが、1年間トヨタへ職員を派遣する。民間との厳しさを実感していただくと、こういう制度を今もやっておられるのかな。以前、してございました。私が言いたいのは、これから定期的に新入社員を採用されるに当たって、まずこういう接続率のお願いで町民に顔と顔を合わせて、実態を知っていただく。厳しさを知っていただく。こういう施策をやっていただきたい。フレックスタイム制導入を思い切ったことをされるかどうかわかりませんが、本当に昼間行っても、もうだめだ。どうしても夜になる。毎日毎日だと、だんだん顔色変わっていくわけですね、職員の方の。そういうことを避けるがためにも、思い切ったフレックスタイムを導入していただき、健康面の配慮も、接続率のアップにもつなげると、こういったお考えをお聞きしたいわけですけども、それと、職員を高浜市並みに一般企業トヨタへ1年間実際に職員に行っていて、一般企業の状況を肌で感じていただく。鉄は熱いうちとは言いますけれども、私はそこまで言いませんが、接続率のお願いにベテランの職員と各家庭にお伺いし、実態をしっかりと体に刻んでいただきたい。これは甘えにつながらない、そういうことを常々思っておりますので、ぜひともそういう施策といいますか、方策も取り入れていただけたらなと思いますけれども、ご答弁をいただけたらありがたいと思います。

産業建設部長 河瀬広幸君

いろいろと公共下水道事業、ご心配をおかけしております。来年の3月からいよいよ第1期の供用開始が始まるわけでございます。供用開始の地区は約1,500人、これは藤丸を入れてますので、抜けますと約400名ぐらいの供用開始の対象人数になるわけでございますが、確かに議員ご存じのように、現行5名の職員で対応しております、来年度からはその供用開始に向かう事務手続等、大変事務量がふえることが想定されます。今回も人事担当部局といろいろ調整しながら、できるだけ体制強化しながらやるつもりでおりますが、ともかく供用開始された暁には、普及率、これは一般会計の繰り入れにも大きな影響をしますので、議員おっしゃるようにフレックスタイム、これは当然昼間行っておらなければ夜行って、積極的に徴収を図っていくということも十分考えておりますので、その状況を見ながら、順次対応していきたいと思っております。

なお、この9月の議会で条例がお認め願えれば、即供用開始の地区に入りまして、下水道

の供用開始に向けての使用料、受益者負担金、それぞれの制度説明をしながら、一時も早く皆さんに趣旨普及をして、普及率が上がるような努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくご協力を頼みます。

12番 山田乙三君

答弁ありがとうございました。

私は、ある意味では、下水道の接続率、加入の呼びかけに関しては、蟹江町の全体の職員が共有化してやっていただく。言うなれば、下水課の職員だけで努力が足らん、こういうことはまかりあってはならん。ややもすると、そういう傾向に世間はなりがちなんですけれども、今からわかつとることなんです。もう私も抜き打ち的にと言いますけれども、世間で聞いてますけども、まあ年金暮らしだよ、まあ、いいことだけど、払えん。こういう声が、来年度はいいですよ。結構優良的なモデル的なところでいきますけれども、年度年度でいきますと、本当に私はそれ見たことかと言いませんけれども、本当に下水道課の職員のみならず、部課から抜擢してサポート体制を構築していただいてお願いに上がる、その上で結果ということになれば、さらに検討もありますけれども、こういう方策を今からやっていただいて、ぜひとも一般会計等をかじらないような形ですね、お願いしたい。

これ、全国の例でありますので、こんなことで釈迦に説法で事務方のプロの方に言うつもりはございませんけれども、もう職員の方の体壊さないように、これをぜひともお願いをしたいですし、その辺のこと、町長さん、もしお考えがおありにあられたら、答弁をいただけたらありがたいんですけれども。

町長 横江淳一君

大変ご心配をいただいております。今、担当部長お話をさせていただきましたとおり、来年4月供用開始に向けて鋭意努力をさせていただいております。そして、大変おくれましたが、下水道それから水道課の統合も、今、システムについては若干おくれますけれども、今それに向けて職員一同一生懸命頑張っております。

ただ、大変タイトな仕事が先ほどご指摘いただいたようにあります。最初の接続時の問題、これも一番の問題でもありますし、そこだけではなくて、これから年次年次ごとに進めていく、地域ごとの説明も当然これしっかりしなきゃいけません。業者任せにするわけにはまいりませんので、そのことも含めて、そのフレックスタイムを利用することも念頭に入れながら、職員一同になって、とにかくこの下水道事業のスタートに邁進したいな、こんなことを思っております。

また、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。ページ数は367ページになります。

この使用料、手数料のところですけども317万9,784円の収入済額、これはもちろん豊台

団地の内容のものだというふうに思いますけれども、ここの場合の計測ですね、水道使用料金を名古屋市使用料の内容を名古屋から送っていただいて出すのか、どんなふうにしてやるのか聞いておきたいんです。

それで、使用料は、これから来年度から供用開始になります下水道と多少違うように言ったと思うんですね。その辺のところ詳しく伺いたいと思うんで、聞いてから伺いたいと思いますので。

下水道課長 絹川靖夫君

それでは、答弁をさせていただきます。

367ページに、収入済額317万9,784円があります。377ページの下から2つ目に、汚水処理委託料、これ名古屋市に流入する分の処理量でございますが、254万1,797円を払っております。したがって、何度も言っていますが、ここについてはいつも50万円から60万円、使用料がプラスになるという計算でございます。

(「聞いているのは、使用料、配水量ですね。計数とどのようにしてしてるのか。名古屋市から一々報告を得ているのか」の声あり)

名古屋市のほうは、使用料金が安いもんでございますもんで、それに対して0.89ぐらい掛けてるんです。その単価を名古屋市の料金に合わせて払っておる関係でございます。

7番 小原喜一郎君

ということは、皆さんからいただけるのは、名古屋市の単価そのもので使用料としていただいているのかどうかということがあるんだよね。だとすると、当然来年から供用開始なる皆さんの使用料とは差が出るよね。言いたいのは、1つの会計の中で使用料金が2通り出るといことはどうかというふうに思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか、法解釈上。

下水道課長 絹川靖夫君

豊台団地につきましては、処理場が全く別形態でございます、これはこれで名古屋市のほうに払っているわけございまして、今のところ単価を公共下水道と合わせるような考えは持っておりません。

(「事業主体」の声あり)

なもんですから……

(「1つの会計の中に、使用料金が2通り出るといことはどうかと聞いている」の声あり)

産業建設部長 河瀬広幸君

条例体系がございまして、豊台団地は豊台団地に基づく条例に基づく使用料を取っております。その根拠となるものが、名古屋市へ委託する使用料でございますので、当然これは処理体系が違いますので、使用料金も違います。

ただ、将来的には見直しも必要かと思っておりますが、現段階では公共下水道の使用料と豊台の使用料は若干下がるということだけを報告させていただきます。

7番 小原喜一郎君

だとすれば、会計を別にする必要があるんじゃないかと私は思っているんですよ。つまり、全然処理場も違えば、料金体系も違えば、そういう状況がありますので、コミュニティ・プラントを別会計にしていると同じように、名古屋市の場合も別会計としなきゃならんと違うかと聞いているの。

産業建設部長 河瀬広幸君

豊台団地の会計につきましても、公共下水道特別会計の中に入っておりますので、使用料体系はこの特別会計で経理をしています。ただ、これは今段階では使用料は違いますが、将来的には公共下水道へつなげる可能性も多々ありますので、それを踏まえた上での料金体系を設定してやっております。

それで、若干名古屋市へ納める使用料の額と、実際に徴収している額は違っておりますのは、これは公共下水道の会計の中にもまじって入っておりますので、その辺は将来へのつなぐ資金の一部としてのとらえ方を考えていきたいというふうに考えております。

(発言する声あり)

議長 大原龍彦君

他に質疑はないようですので、認定第8号「平成20年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長 大原龍彦君

日程第9 認定第9号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

ページは384ページから396ページです。歳入歳出とも一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までといたします。

6番 林 英子君

6番 林英子です。後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算書についてお尋ねをいたします。

後期高齢者は、75歳という年齢で分けて、年金額が月1万5,000円以上の人は、年金から保険料が天引きされている特別徴収者では、年金天引きのため滞納者は当然1人もないと思いますが、保険料を直接納める普通徴収者では滞納者があると思います。これは広域連合のほうへ毎月報告していらっしゃると思いますが、昨年4月から始まったこの後期高齢者医

療制度での12月現在特別徴収は何人で、普通徴収の滞納者は何人ですか。保険料の収納率は、普通徴収者で何%でしょうか。特別徴収を含め、全体で何%かお聞きします。教えてください。

高齢介護課長 佐藤一夫君

それでは、お答えをさせていただきます。

主要成果報告書の94ページの上のほうをごらんいただきたいと思います。3行目でございます。一番最後のところに、収納率99.75%とございますが、これは先ほど議員がおっしゃいましたように、特別徴収の方は100%でございます。それで普通徴収の方と合わせまして全体で99.75%ということでございますが、年度末の時点におきまして、未収納になっておった方が人数でいきますと19人でございます。

以上でございます。

(「特別徴収全体で何%、今99.75%ですけれども、そのうち滞納していらっしゃる普通徴収の人は何%ぐらいですか」の声あり)

特別徴収の方は収納率は100%でございます。それから……

(「合わせて99.75%だ」「滞納者は何人ですか」の声あり)

普通徴収の方の滞納の方は19人でございます。

6番 林 英子君

教えていただきたいんですけど、実績報告書の94ページの真ん中の年度末被保険者数のところで、低所得者とと分けてありますが、これはどういうふうなことで分けてあるんでしょうか。この分け方の意味を教えてください。実績報告書94ページです。わからなければ、後から教えてください。

議長 大原龍彦君

よろしいですか。

6番 林 英子君

はい。

議長 大原龍彦君

じゃ、後から。よろしいですか。

他に質疑がないようですので、以上で認定第9号「平成20年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の質疑を終結します。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長 大原龍彦君

日程第10 認定第10号「平成20年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

提案説明は既に済んでおりますので、直ちに質疑に入ります。

収益的収支及び資本的収支ともに一括で質疑を受けます。

質疑は1人3回までとします。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、認定第10号「平成20年度蟹江町水道事業決算認定について」の質疑を終結いたします。

なお、24日の本会議では質疑を省略し、討論、採決とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 大原龍彦君

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここでインフルエンザについての情報がまた石垣教育長に入っておりますので、報告をしていただきます。

教育長 石垣武雄君

教育長の石垣であります。先ほどは途中退室しまして、申しわけありませんでした。

1時45分に蟹江中学校の校長先生から連絡が緊急に入りました。先ほど私、3年F組と3年D組があしたから学級閉鎖ということでお話を申し上げたところですが、学校でいろいろ検討した結果、3年生学年閉鎖ということできたいということで、ほかのクラスも6クラスここございまして、AからFまで。これでFとそれからDがなったということでもありますので、ほかの若干のところもということで学年閉鎖、それであしたから16、17、18、19の4日間で、19日は土曜日でありますけれども、文化祭、体育祭の関係で予備日で学校がある日ということで進めていたということでもありますので、16日から19日までが3年生の学年閉鎖と、蟹江中学校。そんなふうな動きで、今、子供たち、生徒にも話をし、そしてお手紙をつくっているという状況であります。

あわせて、少し報告ですが、きのう申し上げた3年F組であります。4日間、これも4日間でありましたので、実は15、16、17、18と、土曜日は実はこれ学校、土曜日ですけれども、文化祭等の関係で出校日というか、ある日でしたので、学年閉鎖がその上にかかりましたので、あわせてF組も土曜日もしないということで、今週。

実はこれで連休に入ります。仕切り直しておかしいですけれども、来週からまた3年生については行うということでもありますので、以上、報告させていただきます。

議長 大原龍彦君

以上で報告を終わります。

本日はこれにて散会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午後 2時36分)